

第 6 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和6年3月21日(木) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について (資料1)
- (2) 議案第15号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (資料2)
- (3) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について (資料3)
- (4) 議案第17号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (資料4)
- (5) 議案第18号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について (資料5)
- (6) 議案第19号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について (資料6)

2 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(素案)に寄せられた意見と区の考え方について (3/12配付済み:資料4)
 - ② 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(案)について (3/12配付済み:資料5-1、5-2)
 - ③ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕(素案)に寄せられた意見と区の考え方について (3/12配付済み:資料6)
 - ④ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕(案)について (3/12配付済み:資料7-1、7-2)
 - ⑤ 組織改正について (3/12配付済み:参考資料11)
 - ⑥ 図書館情報システムの更新について (3/12配付済み:資料8)
 - ⑦ 練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計の概要について (3/12配付済み:資料9)
 - ⑧ 令和6年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について (資料7)

- ⑨ 練馬こども園化推進補助事業について (資料8)
- ⑩ 練馬区保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針の策定
について (資料9-1～9-3)
- ⑪ 学校給食費等の無償化について (資料10)
- ⑫ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の
集計結果(速報)について (資料11)
- ⑬ 子ども・子育て支援にかかる情報発信の充実について (資料12)
- ⑭ 保育園における食事用エプロンのサブスクリプションサービスの導入について (資料13)
- ⑮ 子育て支援サービスの充実について (資料14)
- ⑯ その他

議案第 1 4 号

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

練馬区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

第2条の表こども家庭部の部保育課の款中「保育認定係
運営支援係」を「保育認定係」に改める。

第3条第3項の表教育総務課の部中「教育施策担当係長
教育ICT政策担当係長」を「教育施策担当係長」に改め、同部のつぎにつぎのように加える。

学務課

特別支援教育計画担当係長

第3条第3項の表学校施設課の部のつぎにつぎのように加える。

教育指導課

学校サービス担当係長

第3条第3項の表保育課の部中「整備計画担当係長」を「整備計画担当係長
運営支援担当係長」に改める。

第14条の表教育振興部の部教育総務課の款教育ICT政策担当係長の項を削り、同款教育ICT環境整備系の項につぎの1号を加える。

教育ICTの利活用に係る企画および連絡調整に関すること。

第14条の表教育振興部の部学務課の款管理系の項第7号中「係」のつぎに「および担当係長」を加え、同款就学相談系の項第5号中「こと」のつぎに「（課内他の担当係長に属するものを除く。）」を加え、同項のつぎにつぎのように加える。

特別支援教育計画担当係長

特別支援教育に係る方針に関すること。

第14条の表教育振興部の部教育指導課の款管理系の項第5号中「係」のつぎに「および担当係長」を加え、同款教職員系の項第3号を削り、同項第4号を同項

第3号とし、同項のつぎにつきのように加える。

学校服務担当係長

県費負担教職員および区立幼稚園教育職員の身分取扱いおよび服務に関すること。

第14条の表教育振興部の部教育指導課の款サポート人材推進系の項第1号中「報酬」のつぎに「および委託等」を加え、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同表こども家庭部の部保育課の款入園相談系の項第3号中「および保育料」を削り、同款運営支援系の項中「運営支援係」を「運営支援担当係長」に改める。

第15条の表教育振興部教育施策課長の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項につきの1号を加える。

教育ICTの利活用に係る企画および連絡調整に関すること。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日

教育委員会事務局

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

教育委員会事務局組織について、新たな行政課題に対応するとともに、より効率的で効果的な事務の執行体制を整備するため所要の改正を行う。

2 改正の内容

教育振興部教育総務課（教育施策課）、学務課、教育指導課ならびにこども家庭部保育課（保育計画調整課）を以下のとおり改組し、その分掌事務を整理する。

ア 教育振興部教育総務課（教育施策課）の改組

「教育ICT政策担当係長」を廃止する。

イ 教育振興部学務課の改組

「特別支援教育計画担当係長」を新設する。

ウ 教育振興部教育指導課の改組

「学校服務担当係長」を新設する。

エ こども家庭部保育課（保育計画調整課）の改組

「運営支援係」を廃止し、「運営支援担当係長」を新設する。

その他改正内容

こども家庭部保育課の分掌事務を整理する。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局につきの部、課および係を置く。</p> <p>[略]</p> <p>こども家庭部</p> <p>[略]</p> <p>保育課</p> <p>[略]</p> <p>保育認定係</p> <p><u>運営支援係</u></p> <p>[略]</p> <p>(部、課および係の長等ならびに担当課長)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事務局につきの担当係長を置く。</p> <p>教育総務課</p> <p>[略]</p> <p>教育施策担当係長</p> <p><u>教育ICT政策担当係長</u></p> <p>[新設]</p> <p>学校施設課</p> <p>[略]</p> <p>[新設]</p> <p>[略]</p> <p>保育課</p> <p>[略]</p> <p>整備計画担当係長</p> <p>[新設]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。</p> <p>教育振興部</p> <p>教育総務課</p> <p>[略]</p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局につきの部、課および係を置く。</p> <p>[略]</p> <p>こども家庭部</p> <p>[略]</p> <p>保育課</p> <p>[略]</p> <p>保育認定係</p> <p>[削る]</p> <p>[略]</p> <p>(部、課および係の長等ならびに担当課長)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事務局につきの担当係長を置く。</p> <p>教育総務課</p> <p>[略]</p> <p>教育施策担当係長</p> <p>[削る]</p> <p><u>学務課</u></p> <p><u>特別支援教育計画担当係長</u></p> <p>学校施設課</p> <p>[略]</p> <p><u>教育指導課</u></p> <p><u>学校サービス担当係長</u></p> <p>[略]</p> <p>保育課</p> <p>[略]</p> <p>整備計画担当係長</p> <p><u>運営支援担当係長</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。</p> <p>教育振興部</p> <p>教育総務課</p> <p>[略]</p>

教育施策担当係長

[略]

教育 ICT 政策担当係長

教育 ICT の利活用に係る企画

および連絡調整に関すること。

教育 ICT 環境整備係

・ [略]

[新設]

学務課

管理係

～ [略]

課内他の係に属しないこと。

[略]

就学相談係

～ [略]

その他特別支援教育に関する
こと。

[新設]

[略]

教育指導課

[略]

管理係

～ [略]

課内他の係に属しないこと。

教職員係

・ [略]

県費負担教職員および区立幼
稚園教育職員の身分取扱いおよ
び服務に関すること。

— [略]

[新設]

教育施策担当係長

[略]

[削る]

教育 ICT 環境整備係

・ [略]

教育 ICT の利活用に係る企画

および連絡調整に関すること。

学務課

管理係

～ [略]

課内他の係および担当係長に
属しないこと。

[略]

就学相談係

～ [略]

その他特別支援教育に関する
こと（課内他の担当係長に属す
るものを除く。）。

特別支援教育計画担当係長

特別支援教育に係る方針に関
すること。

[略]

教育指導課

[略]

管理係

～ [略]

課内他の係および担当係長に
属しないこと。

教職員係

・ [略]

[削る]

— [略]

学校サービス担当係長

県費負担教職員および区立幼
稚園教育職員の身分取扱いおよ
び服務に関すること。

[略]
サポート人材推進係
学校におけるサポート人材の
任用・報酬に関すること。

学校図書館の運営に関するこ
と。

— [略]
こども家庭部

[略]
保育課

[略]
入園相談係

・ [略]
延長保育および休日保育の利
用および保育料に関すること。

[略]
運営支援係

[略]
[略]

(担当課長の担任意務)
第15条 第3条第2項の規定により設置さ
れた担当課長の担任意務は、つぎのと
おりとする。

教育振興部教育施策課長

～ [略]

教育ICTの利活用に係る企画およ
び連絡調整に関すること。

—・— [略]

[新設]

[略]

付 則 [略]

[略]
サポート人材推進係
学校におけるサポート人材の
任用・報酬および委託等に関す
ること。

[削る]

— [略]
こども家庭部

[略]
保育課

[略]
入園相談係

・ [略]
延長保育および休日保育の利
用に関すること。

[略]
運営支援担当係長

[略]
[略]

(担当課長の担任意務)
第15条 第3条第2項の規定により設置さ
れた担当課長の担任意務は、つぎのと
おりとする。

教育振興部教育施策課長

～ [略]

[削る]

—・— [略]

教育ICTの利活用に係る企画およ
び連絡調整に関すること。

[略]

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行
する。

現 行

教育振興部

教育総務課

教育施策課

教育施策担当係長

教育ICT政策担当係長

教育ICT環境整備係

学務課

管理係

学事係

就学相談係

幼稚園係

学校施設課

保健給食課

教育指導課

管理係

教職員係

給与係

サポート人材推進係

副参事

学校教育支援センター

光が丘図書館

改 正 案

教育振興部

教育総務課

教育施策課

教育施策担当係長

教育ICT環境整備係

学務課

管理係

学事係

就学相談係

特別支援教育計画担当係長〔新設〕

幼稚園係

学校施設課

保健給食課

教育指導課

管理係

教職員係

学校服務担当係〔新設〕

給与係

サポート人材推進係

副参事

学校教育支援センター

光が丘図書館

学校教育支援センター・図書館の事項は、規則ではなく処務規程により定めている。

現 行

こども家庭部

子育て支援課
こども施策企画課
保育課
保育計画調整課
調整担当係
計画担当係
整備計画担当係
運営支援係
青少年課
子ども家庭支援センター
管理係
育児支援係
地域連携係
児童相談練馬係
児童相談光が丘係
児童相談石神井係
児童相談大泉係
児童相談調査係

児童相談調整担当係

副参事(都派遣研修)

改 正 案

こども家庭部

子育て支援課
こども施策企画課
保育課
保育計画調整課
調整担当係
計画担当係
整備計画担当係
運営支援担当係
青少年課
子ども家庭支援センター
管理係

地域連携係
児童相談練馬係
児童相談光が丘係
児童相談石神井係
児童相談大泉係
児童相談調査係
児童相談連携係【新設】
母子保健相談担当係【新設】
児童相談調整担当係
在宅育児支援担当課【新設】
育児支援係
子育て事業係【新設】
事業推進担当係【新設】

副参事(児童相談担当)【新設】

子ども家庭支援センター・在宅育児支援担当課の事項は、組織規則ではなく処務規程により定めている。

議案第15号

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年3月練馬区教育委員会規則第8号）の一部をつぎのように改正する。

第7条中「つぎに掲げる」を「懲役、禁錮もしくは拘留の刑の執行のためもしくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合または法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている」に改め、同条各号を削る。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日

教育振興部保健給食課

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の制定による売春防止法（昭和31年法律第118号）の一部改正に伴い、婦人補導院が廃止されるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

休業補償を行わない場合の条件から、婦人補導院に収容されている場合を条件とする規定を削る。（第7条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条 条例第7条ただし書の練馬区教育委員会規則で定める場合は、<u>つぎに掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>懲役、禁錮もしくは拘留の刑の執行のためもしくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合または法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u></p> <p>(2) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条 条例第7条ただし書の練馬区教育委員会規則で定める場合は、<u>懲役、禁錮もしくは拘留の刑の執行のためもしくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合または法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。</u></p> <p style="text-align: center;">[削る]</p> <p style="text-align: center;">[削る]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

議案第 16 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 21 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第9号）の一部をつぎのように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 3 月 21 日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第 4 条に規定する勤勉手当の支給月数について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

勤勉手当の支給月数を上げる。

現行

	勤勉手当		
	6 月期	12 月期	年間
一般職員	1.075 月 (0.525 月)	1.175 月 (0.575 月)	2.25 月 (1.10 月)
管理職員	1.275 月 (0.625 月)	1.325 月 (0.650 月)	2.60 月 (1.275 月)

※支給月数の () 内は、再任用職員の支給月数。

改正後

	勤勉手当		
	6 月期	12 月期	年間
一般職員	<u>1.125 月</u> <u>(0.550 月)</u>	<u>1.125 月</u> <u>(0.550 月)</u>	2.25 月 (1.10 月)
管理職員	<u>1.30 月</u> <u>(0.6375 月)</u>	<u>1.30 月</u> <u>(0.6375 月)</u>	2.60 月 (1.275 月)

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の規則で定める支給割合は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の65</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の規則で定める支給割合は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の55</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の63.75</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

議案第 17 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 21 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

第27条第1項中「7月1日から9月30日」を「6月1日から10月31日」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 3 月 21 日

教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

人事院規則（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則による、夏季休暇の取得期間の拡大に伴い、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

夏季休暇取得期間について 7 月から 9 月を 6 月から 10 月へと拡大する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(夏季休暇)</p> <p>第27条 夏季休暇は、夏季の期間（<u>7月1日から9月30日まで</u>をいう。）において、職員が心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p>	<p>(夏季休暇)</p> <p>第27条 夏季休暇は、夏季の期間（<u>6月1日から10月31日まで</u>をいう。）において、職員が心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

議案第18号

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則（平成26年1月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

第2条第1項の表につぎのように加える。

練馬区立学校 教育支援セン ター石神井台	条例第3条第3号 に規定する事業	ア 年末年始	午前9時から 午後5時まで
		イ 休日	
		ウ 日曜日および土曜日	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 3 月 21 日
教育振興部学校教育支援センター

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区立学校教育支援センター条例の一部改正により、適応指導教室事業を実施する分室として、練馬区立学校教育支援センター石神井台を設置することに伴い、練馬区立学校教育支援センター条例施行規則について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

分室の事業、休業日等を定めた第 2 条の表に、新たに設置する分室として、練馬区立学校教育支援センター石神井台を加えるとともに、その分室で行う事業ならびにその休業日および利用時間を規定する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則新旧対照表

現 行				改正案			
(分室の事業、休業日等)				(分室の事業、休業日等)			
第2条 条例第2条第2項に規定する分室 (以下「分室」という。)の事業ならび にその休業日および利用時間は、つぎの とおりとする。				第2条 条例第2条第2項に規定する分室 (以下「分室」という。)の事業ならび にその休業日および利用時間は、つぎの とおりとする。			
名称	事業	休業日	利用時間	名称	事業	休業日	利用時間
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	練馬区立 学校教育 支援セン ター石神 井台	条例第3 条第3号 に規定す る事業	ア 年末年始 イ 休日 ウ 日曜日お よび土曜日	午前9時 から午後 5時まで
2・3 [略]				2・3 [略]			
付 則 [略]				付 則 [略]			
				付 則			
				<u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>			

議案第19号

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立図書館条例施行規則（平成5年3月練馬区教育委員会規則第6号）の一部をつぎのように改正する。

第6条第14項および第15項を削る。

第7条のつぎにつぎの1条を加える。

（損害賠償等）

第7条の2 条例第7条第1項後段の規定による賠償は、当該図書館資料等と同一のものまたは委員会が指定する代替資料等によるものとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第7条第2項の規定により賠償額を減額し、または免除することができる場合は、つぎのとおりとする。

盗難、火災等で本人の責任を問えない事情により、図書館資料等を亡失し、著しく汚損し、または損傷したとき。

前号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

3 図書館資料等を利用する者が当該図書館資料等を紛失し、著しく汚損し、または損傷したときは、別に定める書類を委員会に提出するものとする。

第12条中「貸出利用者」を「図書館資料の貸出しを受けている者（以下「貸出利用者」という。）」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

損害賠償に係る事務の根拠を明確にするため、練馬区立図書館条例施行規則に規定を新設し、所要の改正を行う。

2 改正の内容

図書館資料を汚損、破損または紛失したときの賠償方法について規則に第 7 条の 2 を新設し、関係する条項に所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立図書館条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(個人貸出し等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>14 <u>図書館資料の貸出しを受けている者(以下「貸出利用者」という。)が当該図書館資料を紛失したときは、別に定める紛失届を委員会に提出するものとする。</u></p> <p>15 <u>委員会は、条例第7条第2項の規定に基づき、盗難、火災等で本人の責任を問えない事情によって図書館資料を亡失し、著しく汚損し、または破損した場合は、賠償額を免除することができる。</u></p> <p>[新設]</p>	<p>(個人貸出し等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>(損害賠償等)</p> <p><u>第7条の2 条例第7条第1項後段の規定による賠償は、当該図書館資料等と同一のものまたは委員会が指定する代替資料等によるものとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 条例第7条第2項の規定により賠償額を減額し、または免除することができる場合は、つぎのとおりとする。</u></p> <p><u>盗難、火災等で本人の責任を問えない事情により、図書館資料等を亡失し、著しく汚損し、または損傷したとき。</u></p> <p><u>前号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>3 図書館資料等を利用する者が当該図書館資料等を紛失し、著しく汚損し、または損傷したときは、別に定める書類を委員会に提出するものとする。</u></p>

(貸出し中の資料の返却)

第12条 委員会は、必要と認めたときは、貸出利用者に対し、貸出中の図書館資料を返却させることができる。

付 則 [略]

(貸出し中の資料の返却)

第12条 委員会は、必要と認めたときは、図書館資料の貸出しを受けている者(以下「貸出利用者」という。)に対し、貸出中の図書館資料を返却させることができる。

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

1 令和6年度教育関係予算

(1) 教育費

- ア 日付 令和6年3月1日(金)
- イ 場所 全員協議会室
- ウ 質問要旨

<p>学校給食</p>	<p>1 学校給食費無償化について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都と区の費用負担の割合について (2) 給食に係る人件費および光熱水費の金額について (3) 都の補助内容について (4) 区における会計処理について (5) 給食費無償化の課題と留意点について (6) 地域格差の解消に向けた取組および事業の継続性の担保について
<p>学校における働き方改革</p>	<p>2 学校給食について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 給食時の窒息事故に対する備えについて <p>3 部活動指導員について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校からの評価について (2) 採用方法や配置基準について (3) 部活動指導員の拡充について (4) 部活動の地域移行に関する新しい取組について <p>4 教員の多忙化について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教員の欠員状況および原因について (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正について (3) 教員の業務見直しについて
<p>ICT環境の整備の推進</p>	<p>5 ICT教育の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) タブレット端末の更新スケジュールおよび国の補助制度について (2) 国の補助制度の条件であるタブレット端末の共同調達の取扱いについて (3) 現行のタブレットの活用状況および課題について (4) タブレット性能に関する検討状況について (5) 指導者用デジタル教科書の導入目的およびこれまでの取組について (6) 電子黒板の効果および具体的な使用方法について (7) 保護者と学校間の新たな情報伝達サービスの内容および既存システムとの棲み分けについて <p>6 採点業務のDX化について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) デジタル採点システムの小学校への導入について <p>7 電子書籍について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒用タブレットからの電子書籍の閲覧について

学校施設・設備

8 学校の適正配置について

- (1) 新たな基本方針との違いおよび将来推計による過大規模校の数について
- (2) 中村小学校の今後について

9 学校の改築等について

- (1) 改築の早期対応について
- (2) 体育館空調機の設置および普通教室空調機の更新について
- (3) 体育館空調機設置工事の日程および空調機未設置で秋に運動会開催予定の学校数について
- (4) 熱中症対策用品の内容について

教育内容等

10 いじめについて

- (1) 区がいじめ被害者支援の取組について
- (2) 小学校における令和4年度のいじめの認知件数の増加について
- (3) 早期認知に向けた取組について
- (4) 学校外でのいじめの発見および対処方法について
- (5) 練馬区SNSルールへの周知について

11 特別支援学級について

- (1) 特別支援学級の増設について
- (2) 知的固定学級（中学校）への通学距離について
- (3) 特別支援教育の新たな支援方針について

12 不登校について

- (1) 適応指導教室や居場所支援事業等の登録者数および支援について
- (2) メタバースの取組内容について
- (3) スクールソーシャルワーカーの増員効果について
- (4) 統括スクールソーシャルワーカーの役割について
- (5) 別室登校の取組状況について
- (6) 現在の不登校児童生徒数および割合について
- (7) 不登校児童生徒の家庭状況等の傾向について
- (8) 適応指導教室や居場所支援事業等の受け入れ希望者への対応について
- (9) 学校復帰後の支援について
- (10) どこにも通っていない児童生徒への支援について
- (11) 保護者への区取組等に関する周知方法について
- (12) 不登校の要因について
- (13) 適応指導教室等に通室している児童生徒の昼食対応および費用支援について
- (14) スクールソーシャルワーカーの増員による支援体制強化について
- (15) 適応指導教室上石神井における居場所支援事業の登録者数について
- (16) 適応指導教室の利用上のルールについて
- (17) 国の不登校の定義について
- (18) 学校と適応指導教室のそれぞれの役割について
- (19) 不登校実態調査の結果や現在の実態および調査結果の予算への反映について
- (20) 今後の学校運営および子どもの意見の取り入れ方法について
- (21) フリースクールに関する区の所見について
- (22) フリースクールと学校との連携について

その他

(23) フリースクールに対する都の費用助成制度について

(24) フリースクールに通っている児童生徒数について

13 教育相談室について

(1) 申込から相談までの待ち時間について

(2) 心理職員の負担について

14 歴史の教科書採択について

(1) 教科書採択に用いられる評価項目の設定方法について

(2) 令和6年度の教科書採択の評価項目の変更について

15 英語のスピーキングテストについて

(1) 都立高校入試での英語スピーキングテストの見直しについて

16 幼稚園について

(1) 練馬こども園の目的および役割について

(2) 練馬こども園の周知方法について

(3) 新規練馬こども園への開設準備経費補助について

(4) 練馬こども園に対する区独自の家賃補助について

(5) 幼稚園と保育園の格差解消について

17 学校における新聞の活用について

(1) 新聞の配備状況および契約について

18 幼保小連携について

(1) 新たな幼保小連携推進方針を策定した経緯および目的について

(2) 5歳児から小1の「架け橋期」の相違解消に向けた取組について

(3) 幼保小連携における家庭の理解および協力について

19 性暴力防止の取組について

(1) 性暴力防止特別対策委員会の進捗状況について

(2) 部活動外部指導員に関する性暴力防止対策について

20 教育費の保護者負担の軽減について

(1) 保護者負担の考え方について

(2) 保護者負担の削減および副教材の内容について

(3) 制服について

21 学校司書について

(1) 派遣職員を学校司書の配置と位置付けた根拠について

(2) 令和9年度以降の派遣契約について

(3) 他区の派遣契約の状況について

(4) 学校司書の直接雇用の検討について

22 子どもの主体的な学びについて

(1) 各校における校内研究の取組について

(2) 教育研究指定校に指定された学校の取組内容について

(3) オランダで実施している教育方法「イエナプラン」の導入について

(2) こども家庭費

ア 日付 令和6年3月4日(月)

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

<p>児童虐待対応</p>	<p>1 児童相談体制「練馬区モデル」について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 区が児童相談所を設置する場合の課題について(2) 他自治体における「練馬区モデル」の拡大について(3) 他自治体における区立児童相談所の設置状況について(4) 都立練馬児童相談所が設置されることの利点について(5) 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担について(6) 都区の連携強化に係るこれまでの取組と今後について(7) 虐待再発防止に向けた都区の取組について(8) 子ども家庭支援センター職員の確保および育成について(9) 児童相談対応に係るデジタルを活用した都区連携について(10) 都立練馬児童相談所が区子ども家庭支援センターと同一施設内に設置される経緯について(11) 都立児童相談所に一時保護されている子どもの生活や人権について(12) 一時保護の継続について <p>2 子ども家庭支援センターについて</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 職員体制について(2) 母子保健所管部との連携について(3) ショートステイの概要、申込方法、利用状況および6年度の拡充内容について(4) 子育て支援サービスの拡充について(5) 親子入所型ショートステイの導入経緯について(6) 区の親子入所型ショートステイと都の母子一体型ショートケア事業の違いについて(7) 親子入所型ショートステイの対象者、実施場所および職員の資格について(8) CAREプログラムの導入経緯について(9) CAREプログラムの今年度の実施状況および今後の実施方法について(10) 都内他自治体におけるCAREプログラムの導入実績について(11) CAREプログラムとノーバディーズ・パーフェクトの違いについて(12) 共同親権に関する国の動向について(13) 虚偽のDV申告に対する対応について(14) 子ども家庭支援センターと地域子ども家庭支援センターの違いについて(15) 今後の地域子ども家庭支援センターの整備について
<p>子育て支援</p>	<p>3 児童手当について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 制度改正の内容およびスケジュールについて(2) 支給対象外世帯および特例給付世帯の世帯数と割合について <p>4 ベビーシッター利用支援事業について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 導入経緯について(2) 実施方法および周知方法について(3) 補助対象経費および今後の拡充について(4) 区民から苦情があった場合の対応について(5) ファミリーサポートとのすみわけについて(6) ベビーシッターからの子ども性被害防止について(7) ファミリーサポート等、他事業の拡充について

保育

5 育児支援ヘルパー事業について

- (1) 提供事業者確保のための取組について

6 入園申請について

- (1) オンライン申請の利用実績について
- (2) 他自治体におけるオンライン申請の導入状況について
- (3) 入園申請様式およびアプリの導入等に係る国の方針に対する区の認識について
- (4) 保育認定に関する区HPについて

7 保育所整備について

- (1) 待機児童数の算定方法について
- (2) 待機児童数ゼロ達成に対する区の認識について
- (3) 令和6年4月入園の申し込み状況と待機児童対策について
- (4) 保護者の保育ニーズについて
- (5) 区内保育施設の職員配置状況について
- (6) 今後の保育所整備の方向性について
- (7) 待機児童数ゼロ達成への民間事業者の貢献について
- (8) 1歳児1年保育および2歳児1年保育の実施について
- (9) 区立谷原保育園の存続および閉園反対の陳情への署名について
- (10) 築年数が経過した区立保育園の取り扱いについて
- (11) 区立谷原保育園への継続在園について
- (12) 区立谷原保育園からの転園に関する案内および利用承諾書について
- (13) 新設園保育士による区立谷原保育園への保育参加について
- (14) 民間保育園への転園に関する過去の事例について
- (15) 2歳児の申込みが増加した要因について
- (16) 2歳児1年保育の実施規模について
- (17) 2歳児1年保育の登園時の送迎について
- (18) 2歳児1年保育終了後の入園申込について
- (19) 安定した保育サービスの提供について

8 エプロンのサブスクについて

- (1) 事業目的について
- (2) 事業の概要、利用手続き、利用料金について
- (3) 実施に至った経緯について
- (4) 周知、PRについて

9 保育士等の処遇改善について

- (1) 国や都の取組概要について
- (2) 職員宿舍借上支援事業の利用実績について
- (3) 給与処遇の改善に係る国の責任について
- (4) 区独自の処遇改善事業の取組概要およびPRについて

10 保育内容について

- (1) 性教育の取組に係る保護者への周知について

放課後児童対策

11 学童クラブ等について

- (1) ねりっこクラブ未実施校の実施に向けた課題について
- (2) 学童クラブ入会要件の令和6年度からの変更点について
- (3) 学童クラブの障害児受入れについて
- (4) ねりっこひろば事業の職員配置および対応について
- (5) 学童クラブの申請者数および待機児童数の推移について
- (6) タイムシェア等による学校施設の活用について
- (7) ねりっこクラブ実施に対する評価について
- (8) ランドセル来館児童の出欠確認について
- (9) 学童クラブの児童1人あたりの面積について
- (10) ねりっこ学童クラブのユニット制および担任制について
- (11) 医療的ケア児の受入れ状況について
- (12) 医療的ケア児の受入開始年度および受入可能な学童クラブについて
- (13) 学童クラブにおける医療的ケアの内容及び医療的ケア児への対応について
- (14) 障害の無い医療的ケア児への対応について
- (15) 医療的ケア児の対応における学校との連携について
- (16) 学童クラブ職員の研修および専門家による巡回指導について
- (17) 学校応援団の概要、現状および課題について
- (18) ねりっこクラブに移行する際の区の学校応援団への対応について

その他

12 練馬子ども議会について

- (1) 開催内容・方法の見直しについて
- (2) 区議会議員の参加について
- (3) 開催の経緯および概要について
- (4) 子ども達からの提言の区政反映実績について
- (5) 子ども議員以外への周知について
- (6) 議題の選定方法について
- (7) 子どもの権利条約について

13 P T Aについて

- (1) 参加、卒業対策費の支払いが任意であることについて
- (2) 未加入者への配慮について

14 成人の日のつどいについて

- (1) 出演者について
- (2) 会場前における政治団体の活動について

15 遊び場について

- (1) 民間遊び場管理委員会と地域が交流する機会の創出について
- (2) 民間遊び場管理委員会の担い手の継承について
- (3) 用地買収中で空き地となっている場所の活用について

16 青少年問題協議会について

- (1) 青少年問題協議会のあり方について

(3) 全款補充質疑

ア 日付 令和6年3月7日(木)・3月8日(金)

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

<p>教育内容等</p>	<p>1 小中一貫教育校について (1) 新しい学校の統一学園名について (2) 適正配置基本方針の実施計画策定のための検討内容について (3) 施設一体型小中一貫教育校の課題への対応および教員配置について</p> <p>2 学校適正配置について (1) 統廃合の候補校について (2) 今後の統廃合の方針について</p> <p>3 生成AIの活用について (1) 文部科学省のガイドラインについて (2) 文部科学省の取組について (3) 今後の活用に向けた区の考えについて (4) 家庭や保護者への周知と、教員が活用するための環境整備について</p> <p>4 学校給食費無償化について (1) 物価上昇を見込んだ食材購入費単価の算出について</p> <p>5 特別支援教育について (1) 就学相談における区からの案内と本人・保護者の選択について (2) インクルーシブ教育の考え方について (3) 他自治体における自閉症・情緒固定学級の設置について (4) 自閉症・情緒固定学級に向けた課題と需要について (5) 自閉症・情緒固定学級に係る他自治体への調査等、今後の検討について</p> <p>6 いじめについて (1) いじめ被害者への支援の充実について</p> <p>7 練馬区・イプスウィッチ市友好都市提携30周年事業について (1) 海外派遣経験者との連携について (2) 区立中学生とイプスウィッチ市学生の交流について</p>
<p>子育て支援</p>	<p>8 子育てスタート応援券について (1) 産後ドゥーラ事業の導入について</p>
<p>保育</p>	<p>9 病児・病後保育について (1) 利用者層および利用実績について (2) 利用者の声について</p> <p>10 保育施設における職員配置について (1) 私立認可保育所および小規模保育事業における看護師の配置状況 (2) 保育士の職場定着について</p>

その他

11 青少年育成について

- (1) 秩父青少年キャンプ場の令和8年度廃止に至った経緯について
- (2) ジュニアリーダー講習会終了後の活動状況について
- (3) 青年リーダーの取組のPRについて

12 ヤングケアラーについて

- (1) 民間企業との連携について

13 子ども家庭支援センターについて

- (1) 共同親権の導入について

14 貫井図書館について

- (1) 再整備後の書架について
- (2) 多フロア化による利便性の低下や職員の働きにくさについて
- (3) 各フロアへのカウンターと職員の配置について
- (4) 本の返却のセルフ化について
- (5) 図書資料紛失対策としての人員配置について
- (6) 吹き抜けの設置目的および他フロアへの音漏れについて

2 令和5年度教育関係予算 補正予算質疑（令和5年度補正予算（補正第5号））

(1) 日付 令和6年3月6日（水）

(2) 場所 全員協議会室

(3) 質問要旨

<p>教育内容等</p>	<p>1 幼稚園等性被害防止事業について (1) 事業概要、補助割合および事業者負担について (2) 小中学校における対応について (3) パーテーションの設置理由について (4) プライバシー保護と性被害防止の関連性について (5) 幼稚園におけるパーテーション等の活用場面について (6) 小学校における児童生徒の着替えについて (7) 区補助支給後の確認方法について (8) 文科省およびこども家庭庁の補助内容の相違について (9) カメラ設置による保育士と子ども達との関係性への影響について (10) 相談フォーム(第三者相談窓口)の利用規約に関する子供向け対策について</p> <p>2 学校改築について (1) 減額補正の理由について (2) 学校改築時の校庭使用について</p> <p>3 就学援助について (1) 減額補正の理由について (2) 認定者数の減少について (3) 認定基準の引き上げについて (4) 学用品の無償化について</p> <p>4 帰国・外国籍児童生徒について (1) 日本語指導が必要な児童生徒数の推移について (2) 日本語指導講師の資格や勤務時間について (3) 日本語学級の設置予定について (4) 外国人児童生徒の就学先確認について</p> <p>5 適応指導教室について (1) 出席していない児童生徒について (2) 「トライでの生活の約束」について</p> <p>6 学校給食について (1) 学校配属の栄養士異動による給食の変化について (2) 有機給食、オーガニック給食の導入について</p> <p>7 子ども医療費助成について (1) 助成金額について</p>
--------------	--

令和6年3月21日
教育振興部学務課
こども家庭部こども施策企画課

練馬こども園化推進補助事業について

区は、平成27年度に独自の幼保一元化の取組として練馬こども園を創設し、通年で9時間から11時間の預かり保育を行う私立幼稚園を認定している。令和6年2月時点で、28園（実園数26園）の私立幼稚園を練馬こども園として認定している。

練馬こども園の更なる拡大のため、令和6年度から開設準備経費および職員への家賃手当に対する補助事業を実施する。

記

1 事業概要

(1) 開設準備経費補助

ア 概要

新たに練馬こども園として認定される園に対し、開設準備に必要な施設改修や人材確保等にかかる経費を補助する。

イ 補助対象園

新規で練馬こども園に認定される私立幼稚園

※標準型の園が新たに低年齢型を実施する場合も含む。

ウ 補助対象経費

練馬こども園開設のために要した施設改修費、人材確保費等

※国、都の補助対象外経費（国、都の補助上限額を超過した施設改修費、人材確保費等）に限る。

エ 補助上限額

1施設あたり上限2,000千円

(2) 家賃手当補助

ア 概要

練馬こども園の安定した運営が継続できるよう、各園が支給する職員への家賃手当にかかる経費を補助する。

イ 補助対象園

練馬こども園のうち、園独自に職員へ家賃手当を支給している園

ウ 補助対象経費

園が職員（※）に支給する家賃手当

※練馬こども園業務に従事する採用10年目以内の保育士、幼稚園教諭

エ 補助上限額

下記のうち、いずれか低い額

(ア) 62千円×練馬こども園の定員に対する配置基準上必要な職員数×12月

(イ) 職員への家賃手当実支出額×3/4

2 経費

73,424千円

(内訳)

(1) 開設準備経費補助 2,000千円

(2) 家賃手当補助 71,424千円

3 今後のスケジュール

令和6年3月 区内私立幼稚園へ周知

令和6年4月 事業開始

令和 6 年 3 月 21 日
教育 振 興 部 学 務 課
こども家庭部子育て支援課
こども家庭部保育課

練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける
医療的ケア児支援方針の策定について

区では、国に先駆けて平成 27 年に区立小学校、学童クラブにおいて「たんの吸引」を必要とする児童の受入れを開始し、保育所等に拡大してきた。平成 29 年 5 月には「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、障害児や医療的ケア児への支援を行うほか、令和元年から訪問看護ステーションとの連携事業を開始し支援の充実を図ってきた。

令和 3 年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことを踏まえ、これまでの支援方針を改定し、新たな医療的ケア児支援方針を策定した。ついては、下記のとおり報告する。

記

- 1 練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針
概要版および方針
別添のとおり
- 2 公表
区ホームページに掲載する。

【医療的ケア児の状況】

国・都における医療的ケア児の人数

- 全国の医療的ケア児は増加傾向。15年前に比べ約2倍（令和3年度 約2万人）
- 都内の医療的ケア児（20歳未満）は人口1万人あたり、10.2人と推計（共に国調査）

区における医療的ケア児の推計値

R5.4.1現在 区の20歳未満の人口 →109,294人

10.9(万人) × 10.2 = 111人

区が支援している医療的ケア児（18歳以下）

保健、福祉、教育・子育ての分野で把握している医療的ケア児は、104人

在宅療養の医療的ケア児(未就学児) 50人	区立保育園・小中学校・学童クラブ 15人	都立小中高特別支援学校 39人
--------------------------	-------------------------	--------------------

【医療的ケア児への主な区の支援】

		出生	乳幼児期	学齢期	青年期(～18歳)
A (医療的ケアの支援だけで保育園・学校等での生活が可能な医療的ケア児)	主な生活の場		保育園、幼稚園	小中学校、学童クラブ	高校等
	必要な支援		保育園、小中学校等での医療的ケアへの支援 放課後の居場所提供		
	区の対応	出生時から訪問等相談支援	看護師配置、派遣、個別のケア会議 等		
B (保育園・学校等で受入可能な知的障害等のある医療的ケア児)	主な生活の場		保育園、幼稚園	小中学校、学童クラブ	高校等
	必要な支援	在宅時の相談支援	保育園、小中学校等での医療的ケアへの支援 放課後の居場所提供		
	区の対応	出生時から訪問等相談支援 関係機関へのつなぎ	看護師配置、派遣、個別のケア会議 等	児童発達支援	放課後等デイサービス
C (特別支援学校等に通う手厚い支援が必要な医療的ケア児)	主な生活の場		在宅医療	特別支援学校(小中学部)	特別支援学校(高等部)
	必要な支援	在宅時の相談支援	相談支援、家族負担軽減のための支援	教育の機会の提供 放課後の居場所提供	
	区の対応	出生時から訪問等相談支援 関係機関へのつなぎ	児童発達支援	看護師配置、送迎サービス、訪問学習	放課後等デイサービス
			在宅レスパイト事業、医療型障害児入所施設	福祉園等	

健康部の支援 教育委員会の支援 福祉部の支援 都の支援

医療的ケア児支援法を踏まえ、保育園・学校・学童クラブ等における支援の方向性を示す。

【新たな支援方針における支援の方向性】

支援方針における支援の視点	区の現状と課題、支援の方向性
相談支援体制の強化	<p>【現状】 医療的ケア児に関する相談は、各所管で実施（保護者の声） 「どこに相談して良いか分からない」 など</p> <p>【課題】 相談窓口の明確化、ワンストップ化、周知強化が必要</p> <p>【方向性】 福祉・保健などの各分野と連携し、保護者負担の軽減に取り組む（取組）医療的ケア児等コーディネーターの配置と連携 など</p>
日常生活（園・学校生活等）における支援強化	<p>【現状】 保育園・小中学校等では看護師を配置し、医療的ケアを実施（保護者の声） 「宿泊学習等に保護者が同行できず、参加できない」 「教員等の医療的ケア児に対する理解を深めて欲しい」 など</p> <p>【課題】 保護者の同行が困難な時も学校行事に参加できる支援の充実 教員等、教育・子育て現場における関係者への意識啓発が必要</p> <p>【方向性】 医療的ケア児が園や学校等で不安なく生活できる環境を整備（取組）「喀痰吸引、経管栄養、導尿、血糖値測定・インスリン投与」の4医療行為を実施 宿泊学習・修学旅行へ参加する際の看護師の配置 保育士・教員等への意識啓発、技術研修の実施 など</p>
医療的ケア児が在籍する保育園、学校等に対する支援強化	<p>【現状】 保育園・小中学校等で医療的ケアを実施 保育園や学童クラブ等では、施設規模によって処置場所のスペースやプライバシー確保が困難な場合がある</p> <p>【課題】 パーテーションや医療機器を導入するなど、受入れ施設において安心して医療行為を実施できる環境の整備が必要</p> <p>【方向性】 医療的ケア児が安心して保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブに通い続けられる環境を整備（取組）パーテーションや暖房器具、医療機器用蓄電池等の配備</p>
関係機関との連携強化	<p>【課題】 医療的ケア児への支援を充実していくためには、福祉、保健分野との綿密な連携した取組が必要</p> <p>【方向性】 福祉、保健など各分野と連携し、医療的ケア児支援の方向性や具体的な取組、医療行為の拡大等を検討（取組例）福祉部の医療的ケア児等支援連携会議の下部組織として（仮称）教育・子育て部会を設置 医療的ケア児アドバイザーによる切れ目のない支援の実施 など</p>

練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブ における医療的ケア児支援方針



令和6年(2024年)3月
練馬区教育委員会



目次

1 支援方針策定の趣旨	1
2 本方針の位置づけ	3
I 医療的ケア児の状況と区の支援	
1 医療的ケア児の現状	4
2 医療的ケア児の状況と区の関わり	5
3 教育・子育て分野における取組	8
(1)これまでの教育委員会の取組	
(2)区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおける受入れ状況	
(3)区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおける支援の状況	
4 支援拡充に向けた今後の課題	12
II 練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児への支援方針	
1 今後の支援の方向性	14
2 支援方針における取組強化策	15
(1)相談支援体制の強化	
(2)日常生活(園・学校生活等)における支援強化	
(3)園・学校等に対する支援強化	
(4)関係機関との連携強化	
3 支援方針の着実な実施	18



1 支援方針策定の趣旨

医療技術の進歩等を背景として、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたち（以下「医療的ケア児」という。）が年々増加傾向にあります。また、医療的ケア児が、保育園、幼稚園、学校等に通えるようになるなど、取り巻く環境が変わりつつあります。

このような状況の中で、平成24年4月からは、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」が施行され、学校の教職員等についても、特定の医療的ケア（以下「特定行為」という。）を制度上実施することができるようになりました。また、平成28年6月には、「児童福祉法」が改正され、「学校において医療的ケア児は安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する学校看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、学校看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただきたくようお願いする。」と示されました。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）が施行され、地方自治体や保育所の設置者及び学校の設置者に医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職の防止に資する支援を実施する責務がある旨明記されました。加えて令和5年4月には「こども基本法」が施行され、こどもの心身の状況等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し子どもの施策を総合的に推進する旨示されました。

区は、国に先駆けて平成27年に区立小学校、学童クラブにおいて「たんの吸引」を必要とする児童の受入れを開始し、保育所等に拡大してきました。「みどりの風吹くまちビジョン」「アクションプラン」に基づき、「障害者計画・第六期障害者福祉計画・第二期障害児福祉計画」「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を定め、重症心身障害児在宅レスパイト事業、医療型ショートステイ、訪問看護ステーションとの連携事業の実施など、医療的ケア児の受入れ支援の充実を図ってきました。

今後も医療的ケア児の増加が予想されています。医療的ケア児への支援を更に充実するため、医療的ケア児支援法の趣旨や保護者からの声を踏まえ、これまでの方針を改訂し、乳幼児期、学齢期にあたる保育所や学校等における医療的ケア児への支援の方向性を示す方針を策定します。

《医療的ケア児に関する主な取組》

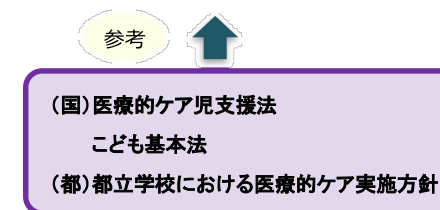
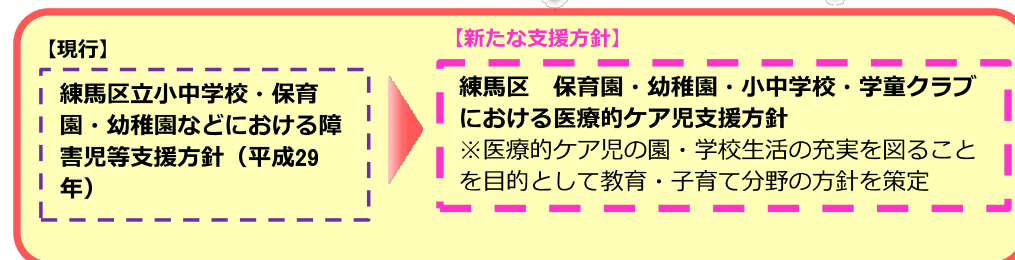
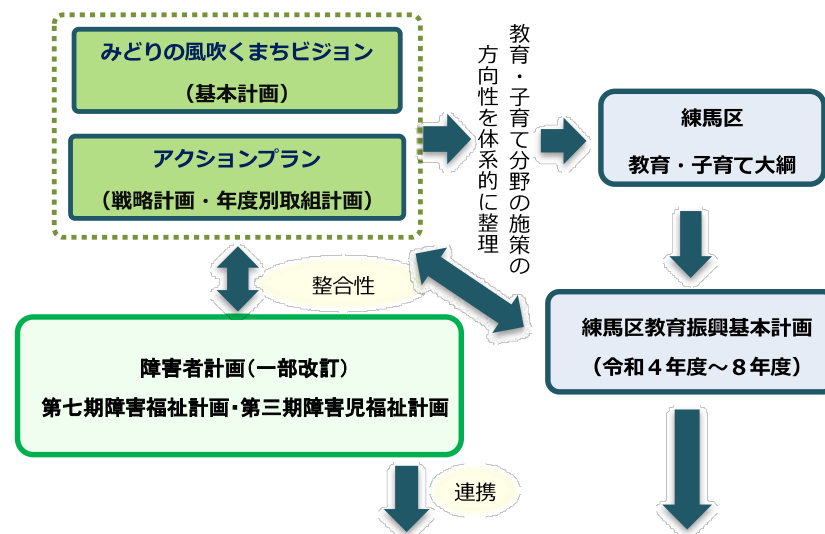
- H27 区立小学校・学童クラブにおける医療的ケア児の受入れ開始
重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業開始
- H28 児童福祉法改正により、「医療的ケア」が法に明記
- H29 区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針策定
- H30 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修開始
練馬区医療的ケア児等支援連携会議 設置
障害児保育園ヘレン中村橋 開設
- R 1 訪問看護ステーションによるモデル事業開始（導尿）
- R 2 第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画策定
- R 3 医療的ケア児及びその家族に対する支援法施行
障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定
☞医療的ケア児等コーディネーターの配置を計画的に明記
- R 4 東京都医療的ケア児支援センター開設（都立大塚病院）
医療的ケアに対応した障害児ショートステイを開始
- R 5 こども基本法施行
医療的ケア児の相談窓口開設（こども発達支援センター）

黒字：国の動き 青字：都の動き 赤字：区取組

2 本方針の位置づけ

本方針は、「みどりの風吹くまちビジョン、アクションプラン」、教育・子育て分野の施策に関する基本的な計画である「練馬区教育・子育て大綱」及び「練馬区教育振興基本計画」に定める目標や施策を踏まえ、医療的ケア児に対する支援の基本的な考え方と方向性を示すとともに、保育園、小中学校等に在籍する医療的ケア児に対し、安全かつ適切に医療的ケアを行うことにより、園・学校生活の充実を図ることを目的として策定するものです。

本方針の策定にあたっては、教育委員会だけでなく、福祉部や健康部の取組も記載し、区としての医療的ケア児への支援の現状、今後の方向性も記載することとします。



I 医療的ケア児の現状と区の支援

1 医療的ケア児の現状

医療的ケア児支援法においては、医療的ケア児を「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と規定しています。

国の調査によると、令和3年の全国の医療的ケア児は約2万人となっており、15年前に比べ約2倍となっています。また、都内の医療的ケア児は、人口1万人あたり、10.2人と推計されており、これを令和5年の練馬区の人口で換算すると、区における医療的ケア児は約110人と推計しています。（図1）

（図1）《全国の医療的ケア児の人数の推移（0～19歳）》



出典：厚生労働省

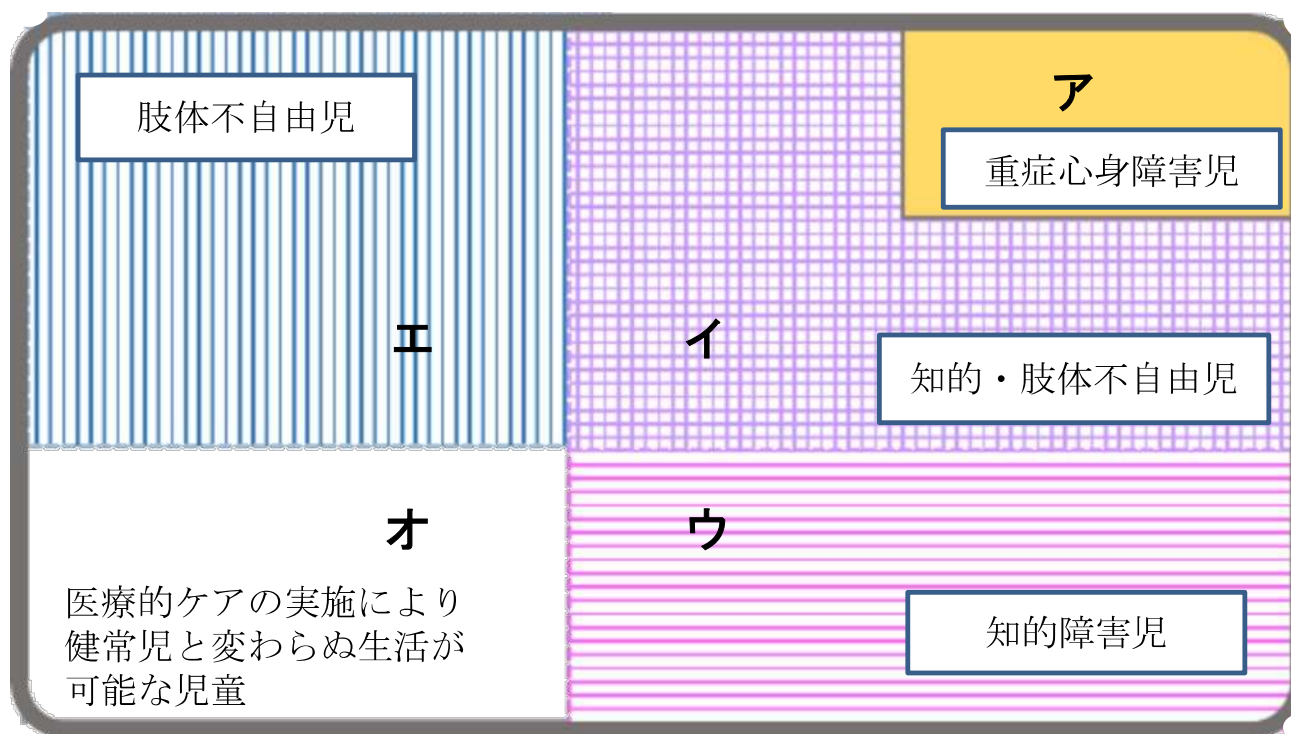
【区における医療的ケア児（推計）】

R5.4.1現在 区の20歳未満の人口 →109,294人

$10.9(\text{万人}) \times 10.2 = 111\text{人}$

2 医療的ケア児の状況と区のかかわり

医療的ケア児となる要因は、出生時の疾病のほか、後天的な病気など様々です。そのため、医療的ケア児の態様は、障害がある児童、医療的ケアを適切に行えば健常児と変わらない生活ができる児童と状況も様々です。（図2）



（図2）《医療的ケア児の態様イメージ》

区では、保健、福祉、教育・子育ての各分野で、状況に応じた支援を実施しており、医療的ケア児は様々な福祉サービス等を利用しながら、成長していきます。（図3）

健康部の支援 教育委員会の支援 福祉部の支援 都の支援

例		出生	乳幼児期	学齢期	青年期（～18歳）
A (医療的ケアの支援だけで 保育園・学校等での生活が 可能な医療的ケア児)	主な生活の場		保育園、幼稚園	小中学校、学童クラブ	高校等
	必要な支援		保育園、小中学校等での医療的ケアへの支援 放課後の居場所提供		
	区の対応	出生時からの訪問等相談支援	看護師配置、派遣、個別のケア会議 等		
B (保育園・学校等で受入可能な 知的障害等のある医療的 ケア児)	主な生活の場		保育園、幼稚園	小中学校、学童クラブ	高校等
	必要な支援	在宅時の相談支援	保育園、小中学校等での医療的ケアへの支援 放課後の居場所提供		
	区の対応	出生時からの訪問等相談受付 関係機関へのつなぎ	看護師配置、派遣、個別のケア会議 等	児童発達支援	放課後等デイサービス
C (特別支援学校等に通う手厚い 支援が必要な医療的ケア児)	主な生活の場		在宅医療	特別支援学校 (小中学部)	特別支援学校 (高等部)
	必要な支援	在宅時の相談支援	相談支援、家族負担軽減のための支援	教育の機会の提供 放課後の居場所提供	
	区の対応	出生時からの訪問等相談受付 関係機関へのつなぎ	児童発達支援	看護師配置、送迎サービス、訪問学習	放課後等デイサービス
			在宅レスパイト事業、医療型障害児入所施設	福祉園等	

(図3) ≪医療的ケア児の状態・成長段階に伴う区の支援イメージ≫

(図3-2) 《医療的ケア児への区の支援》

	保健（健康部）	福祉（福祉部）	教育・子育て（教育委員会）
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生等医療機関との連携、妊産婦・新生児等家庭訪問 ・ 在宅療養生活に向けた福祉サービス導入相談支援、医療機関等との連携 ・ 乳幼児健診等母子保健事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達やサービス利用等に係る相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・保育園等での受け入れについての調整
在宅生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護（東京都重症心身障害児（者）等訪問看護事業）導入支援 ・ 人工呼吸器使用者個別支援計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療型ショートステイ等の実施 ・ 区独自支援策（在宅レスパイト事業、放課後デイへの看護師の配置等）の実施 ・ 医療的ケア児等支援連携会議の設置 	
社会生活支援			<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 医療行為（喀痰吸引、導尿、経管栄養、血糖値測定・インスリン投与）の実施 ・ 看護師の学校配置、訪問看護ステーション看護師派遣 ・ 各学校、園、学童クラブにおいて、医療的ケア児に関する状況の共有をするため、「連携支援会議」を開催

3 教育・子育て分野における取組

(1) これまでの教育委員会の取組

教育委員会は、平成29年5月に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、障害児や医療的ケア児への支援の基本的方針を定めました。

「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」

《基本理念》

教育委員会は障害や特別な配慮を要する子どもたちに、福祉や保健、医療などと連携を図り、適切な教育・保育環境を整え、子どもたちの健やかな成長を促します。

《医療的ケアを要する子どもの対応や受入れ》

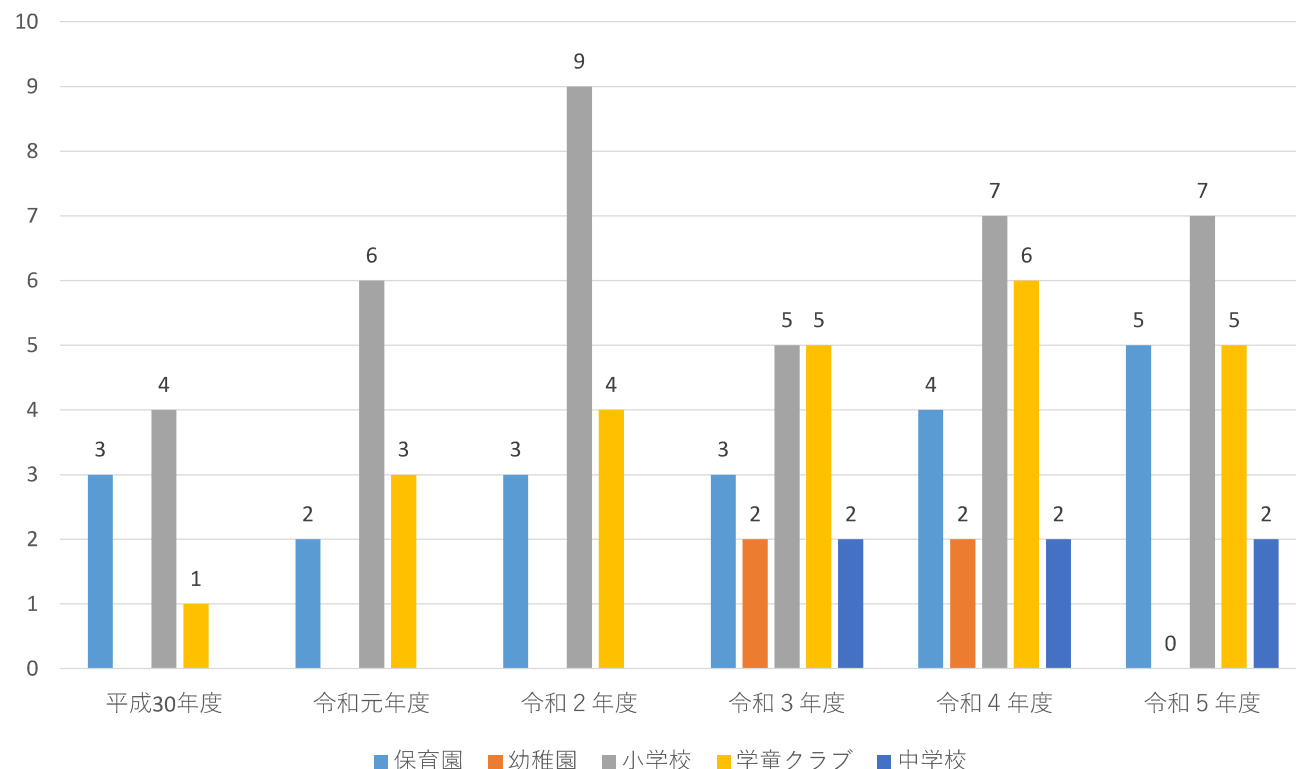
- ① たんの吸引・経管栄養・導尿の3行為について実施します。
- ② 医療的ケアは、看護師が行うものとします。
- ③ 医療的ケアの対象の拡大については、今後の実施状況を見ながら、引き続き検討を進めていきます。
- ④ 医療的ケアは、主治医の同意と指示が得られることを実施の前提とします。
- ⑤ 受入れ施設の関係医（校医・園医）の意見も考慮しながら、教育委員会が利用の検討会を開催し、医療的ケア実施の可否を判断します。
- ⑥ 医療的ケアの実施に際しては、プライバシー保護や温度・湿度等も勘案して環境の整備を行います。
- ⑦ 医療的ケア実施中の不測の事態に備えて緊急対応時の手引を作成します。
- ⑧ 新任研修や現任研修の実施などを通じて、看護師の知識・技術の向上を図ります。
- ⑨ 医療的ケア連携支援会議を新たに設置し、保護者や外部関係者との情報連携を緊密に行います。

令和元年度からは、訪問看護ステーションと連携した支援を開始し、令和2年度から、モデル的に「血糖値測定・インスリン投与」を実施するなど、医療的ケア児への支援の充実に努めてきました。

(2) 区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおける受入れ状況

平成27年度、区立小学校、学童クラブにおいて区内で初めての「たんの吸引」が必要な児童の支援を開始しました。その後、保育所等の受入を拡大するとともに、「導尿」、「経管栄養」、「血糖値測定・インスリン投与」と支援の種類を増やしてきました。

訪問看護ステーションとの連携事業を開始した令和元年度以降は、10名を超える医療的ケア児を区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブで受け入れています。(図4)



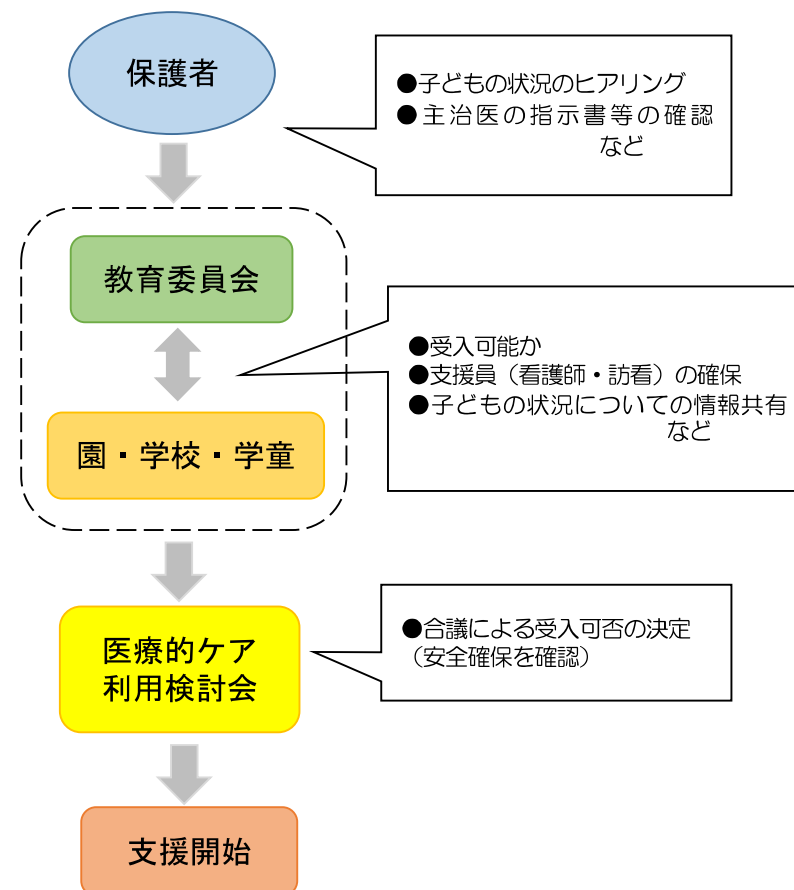
※令和5年度実績 15名
 (内訳) 保育園5名、幼稚園0名、
 小学校7名、中学校2名、
 学童クラブ5名
 (うち4名は小学校在籍者と同一)

(図4) 《区立小中学校・保育園等における医療的ケア児の受入状況》

(3) 区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブにおける支援の状況

① 受入れから支援開始までの流れ (図5)

- 保護者からの相談を教育委員会で受け、子どもの状況や主治医の指示書などの確認を行います。
- 教育委員会は、園・学校・学童クラブと「子どもの状況の共有」を行い、支援員(看護師・訪問看護ステーション)を確保し、受入に向けての調整を行います。
- 「医療的ケア利用検討会」において、合議により受入れの可否を決定します。

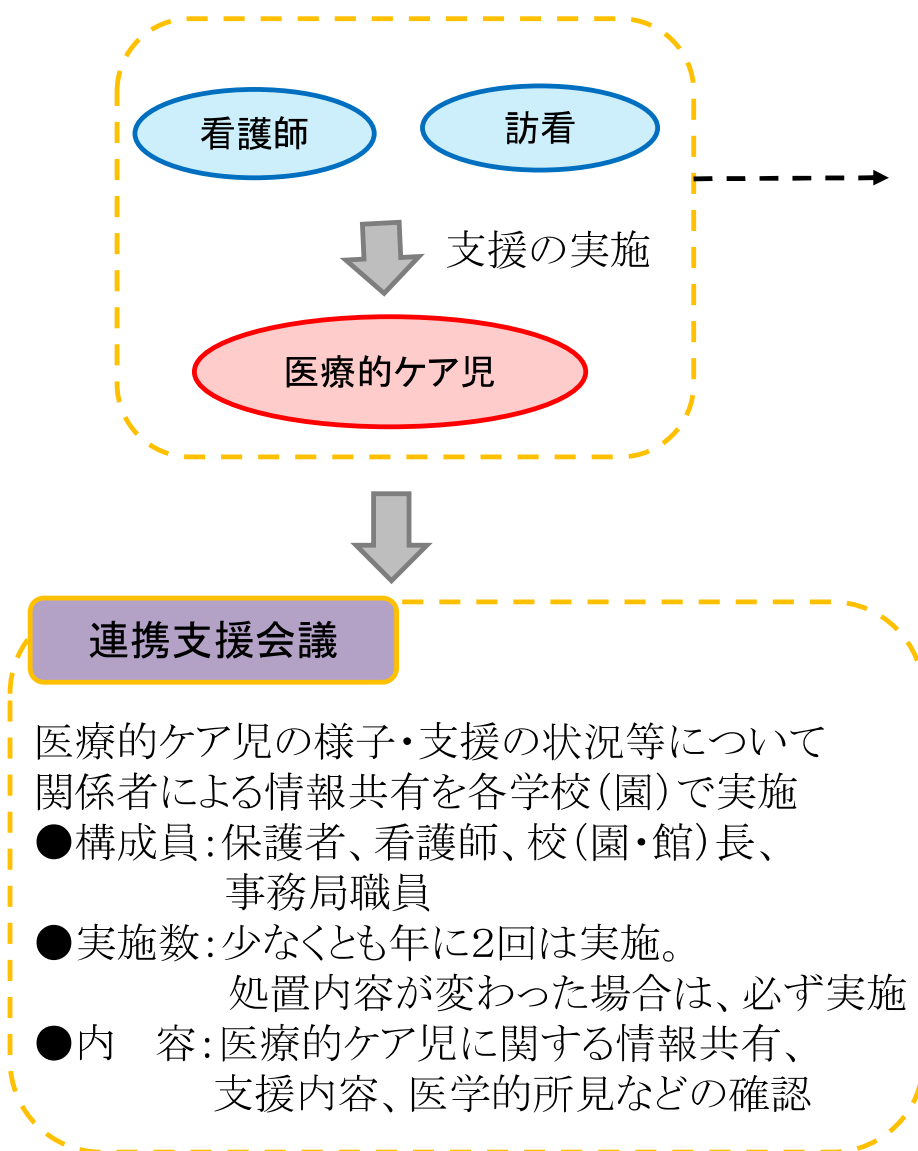


(図5) 《受入れから支援までの流れ》

② 支援の実施と情報共有 (図6)

- 医療的ケア児の状況に応じ、小中学校・学童クラブに看護師配置または訪問看護ステーションの看護師派遣を行い、医療的ケア児の支援を行います。
- 園、小中学校、学童クラブにおいて、支援内容や医学的所見など医療的ケア児に関する状況等を関係者で共有するための「連携支援会議」を年数回、開催します。

(図6) ≪支援の実施、情報共有≫



区で実施している4つの医療行為(モデル実施含)は、学校等に通う医療的ケア児が必要とする医療行為の約7割を占める。

	割合(%)	
喀痰吸引	25.0	区で実施している4行為
導尿	16.3	
経管栄養	13.1	
血糖値測定	10.1	
パルスオキシメーター	8.0	
気管切開部の管理	6.2	
在宅酸素療法	5.9	
その他	15.4	

※その他、重複して医療的ケアを必要としている児童・生徒がいる。

(文科省調査より)

4 支援拡充に向けた今後の課題

区は、各分野において、計画や支援方針を定め、それぞれの基本理念に基づき関係機関と連携した支援を行いながら医療的ケア児の健やかな成長を促す取組を進めてきました。

これまでの取組や医療的ケア児支援法の趣旨、保護者等からの要望を踏まえ、支援の充実を図る必要があります。

医療的ケア児支援法が求める支援	区の現状と課題
相談支援体制の充実	<p>【現状】 医療的ケア児に関する相談は、各所管で実施 (保護者の声) 「周りに医療的ケア児の保護者がいないため、悩みを話せる場が少ない」 「どこに相談して良いか分からない」</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の明確化、ワンストップ化が必要 ・保護者の気持ちに寄り添った相談支援が必要 ・相談窓口や支援内容の周知の強化が必要
日常生活における支援	<p>【現状】 保健師による面接・電話・家庭訪問による状況の把握 医療型ショートステイ、在宅レスパイト事業等の実施 保育園・小中学校等に看護師を配置 (保護者の声) 「宿泊学習等に保護者が同行できず、参加できない」 「教員等の医療的ケア児に対する理解を深めて欲しい」</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事への参加など教育・保育の機会の保障に向けた支援の充実が必要 ・教育・子育て現場における関係者への意識啓発が必要 ・子どもの成長段階に応じた、段階的な支援が必要
医療的ケア児が在籍する保育園、学校等に対する支援	<p>【現状】 保育園や学童クラブでは、施設規模によって処置場所のプライバシー確保が困難な場合がある</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品等の充実など安全に医療行為ができる環境の整備が必要

これらの課題に、福祉、保健、教育・子育ての各分野が連携して取組み、医療的ケア児に対する支援の拡充に努めていかなければなりません。

福祉分野においては、障害児支援の全体計画である「練馬区障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」を令和5年度に一部改訂し、医療的ケア児等の支援の方向性について示していきます。

それに加えて、教育・子育て分野においては、これまでの「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づく取組を踏まえ、医療的ケア児への支援の拡充に向けた新たな支援方針を策定します。



Ⅱ 練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・ 学童クラブにおける医療的ケア児への支援方針

1 今後の支援の方向性

前章で挙げた課題を解決するため、教育・子育て分野においては、医療的ケア児への新たな支援方針を策定し、方針に基づき支援の拡充に努めていきます。

《方針の基本理念》

「福祉や保健など各分野と連携を図り、医療的ケアが必要な園児・児童・生徒が安心して学校・保育園・幼稚園・学童クラブに通い続けられる環境を整え、子どもたちの健やかな成長を促します」

《方針における医療的ケア》

これまでの経緯を踏まえ、「喀痰吸引、経管栄養、導尿」に加え、「血糖値測定・インスリン投与」を実施します。

《支援充実に向けた4つの取組強化策》

方針に掲げる基本理念の達成に向け、教育委員会はこれまでの支援に加え、以下の4つの支援強化に取り組みます。

- 1 相談支援体制の強化
- 2 日常生活（園・学校生活等）における支援強化
- 3 園・学校等に対する支援強化
- 4 関係機関との連携強化



2 支援方針における取組強化策

(1) 相談支援体制の強化

医療的ケア児の保護者からは、医療的ケアに関する相談窓口や支援内容が分かりにくい、との声をいただいています。また、家庭で医療的ケアを実施している家族の負担軽減も求められています。医療的ケアに関する相談窓口の明確化など、相談体制の強化に取り組み、保護者負担の軽減に取り組みます。

①医療的ケア児等コーディネーターの配置と連携

令和5年度に医療的ケア児に関する総合相談窓口として、こども発達支援センターに「医療的ケア児等コーディネーター」を配置しました。医療的ケア児等コーディネーターと連携し、相談のあった医療的ケア児が保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブを利用する際に迅速に支援につなげていきます。

また、成長段階に合わせ各所管で支援のあり方を共有するなど、適切な支援を継続的に実施します。

②医療的ケア児への支援の周知強化

医療的ケア児への支援は、それぞれの状況に応じ、福祉、保健、教育・子育て分野で実施しています。令和5年度に各分野で実施している支援の情報をまとめたパンフレットを作成しました。相談や支援につながりやすく、地域で安心して暮らせるよう周知の強化に取り組みます。

③医療的ケア児の受入と看護師の配置

保育園や小中学校等での受入れにあたっては、これまで通り主治医や関係者の意見も考慮しながら、教育委員会が利用の検討会を開催し、受入れの可否を判断します。

医療的ケアの実施は、主治医の指示のもと、看護師が行うものとします。

常時支援が必要な場合には学校配置の看護師が、スポット的な支援が可能な場合は訪問看護ステーションの看護師がそれぞれ支援にあたるなど、医療的ケア児の状況に合わせた支援体制を構築します。



(2) 日常生活（園・学校生活等）における支援強化

保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおいては、平成27年度から医療的ケア児の受入れを開始し、看護師を学校等に配置するほか、令和元年度からは訪問看護ステーションとの連携事業を実施するなど支援の充実に努めてきました。引き続き、医療的ケア児が園や学校等で不安なく生活できる環境を整備していきます。

また、将来的に、医療的ケアを自身で行えるようになりたいと考えている医療的ケア児や保護者の声もあります。医療的ケア児や保護者の希望を踏まえ、家庭においても成長段階に応じた支援を行い、子ども自身の成長につなげる取組みを進めます。

①保育士・教職員等への意識啓発、技術研修の実施

医療的ケアを実施する看護師への研修を引き続き実施します。

また、保育士や教職員および学校生活支援員等の学校関係者、学童クラブスタッフを対象に、医療的ケア児等コーディネーターや外部有識者等による医療的ケアに関する研修やたんの吸引などの実技研修を行い、意識啓発や知識・技術の向上を図ります。

②宿泊学習・修学旅行へ参加する際の看護師の配置

医療的ケアが必要な児童生徒が宿泊学習や修学旅行へ参加する場合は、医療的ケア児の安全確保のため、保護者の同行を基本としますが、保護者の同行が難しい場合に、保護者・本人の同意のもと、代替の看護師を配置し、教育の機会を確保していきます。

③家庭での支援の強化

子ども、保護者の希望により、訪問看護ステーションによる家庭訪問を実施します。

家庭での医療的ケアを行っていくうえで、保護者の不安や家庭での子どもの様子等を聞き取りながら、段階的に、子ども自身で医療的ケアができるよう支援を実施します。

④緊急対応

医療的ケア実施中の不測の事態に備えて、緊急対応マニュアルを見直していきます。





(3) 園・学校等に対する支援強化

医療的ケア児が安心して、学校・保育園・幼稚園・学童クラブに通い続けられる環境を整備していきます。

①医療的ケアを実施するための環境整備

医療的ケア児の受入施設において、備品等の充実を図り、プライバシー保護や温度・湿度等を考慮した医療的ケアが実施できる環境を整備していきます。

(4) 関係機関との連携強化

医療的ケア児は状況や成長過程において福祉、保健、教育・子育てなど様々な分野が関わりを持っています。各分野との連携強化のもと、園・学校等に在籍する前後の情報共有、医療的ケア児支援の方向性や具体的な取組の検討など、状況や成長段階に合わせた切れ目ない支援を実施します。

①医療的ケア児等支援連携会議（仮称）教育・子育て部会 の設置

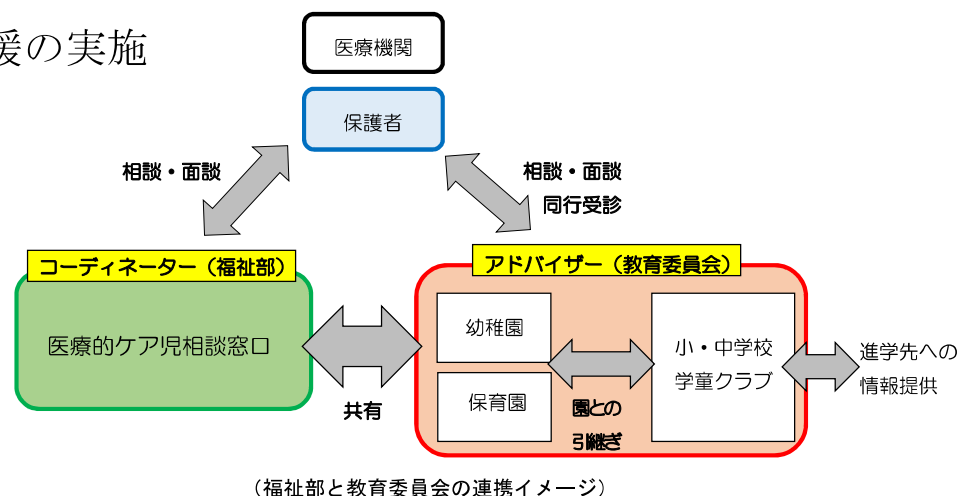
医療的ケア児の支援検討や情報共有の場として、「練馬区医療的ケア児等支援連携会議（※）」を設置していますが、園・学校等における医療的ケア児への支援の方向性、具体的な取組を検討・協議するため、既存の支援連携会議に（仮称）教育・子育て部会を設置します。

※練馬区医療的ケア児等支援連携会議

福祉、保健、教育・子育て分野の関係職員および医師、当事者家族を構成員として医療を要する状態にある障害児および重度心身障害児等に対する必要な支援を検討する場。

②医療的ケア児アドバイザーによる切れ目ない支援の実施

教育委員会では、『医療的ケア児アドバイザー』を委嘱します。未就学期から就学期への移行時期は、園・保護者との面談し今までの支援を確認します。また、医療的ケア児等コーディネーターと情報共有するほか、医療機関への同行受診、緊急対応表や卒業後の引継ぎ資料の作成などを行い、切れ目なく安全に医療的ケアが実施できるよう支援体制を整えます。



③受入施設内および関係機関との連携による支援の充実

医療的ケア児の受入施設において、保護者や園長・校長、看護師等が参加する「連携支援会議」を開催し、支援の状況等の共有や保護者要望を聞き取り、成長段階に沿った適切な支援を実施します。また、サービス提供事業者等と連携し、医療的ケア児の成長段階に合わせ、安心して身近な地域で保育・教育が受けられる機会や自立に向けた支援策を検討していきます。

3 支援方針の着実な実施

方針を着実に実施するため、本方針については、区立小中学校・保育園・幼稚園・学童クラブに周知します。

各現場で実施する医療的ケアや医療行為の拡大については、医療的ケア児等支援連携会議（（仮称）教育・子育て部会）で検討します。また、各現場で実施している支援について検証し、本方針の必要な見直しを行っていきます。

参考

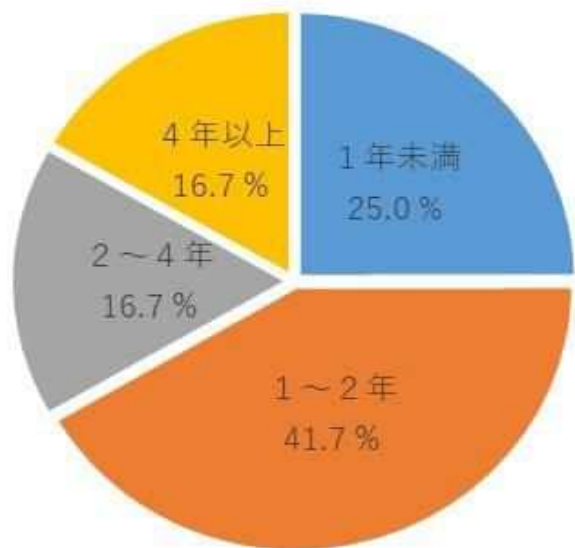
医療的ケア児の保護者のニーズ

本支援方針の策定の参考とするため、令和4年度に、区立小中学校・保育園等に在籍する医療的ケア児の保護者に対するアンケートを実施した。

【質問】

区立小中学校・保育園等において医療的ケア支援を受けている期間はどのくらいですか。

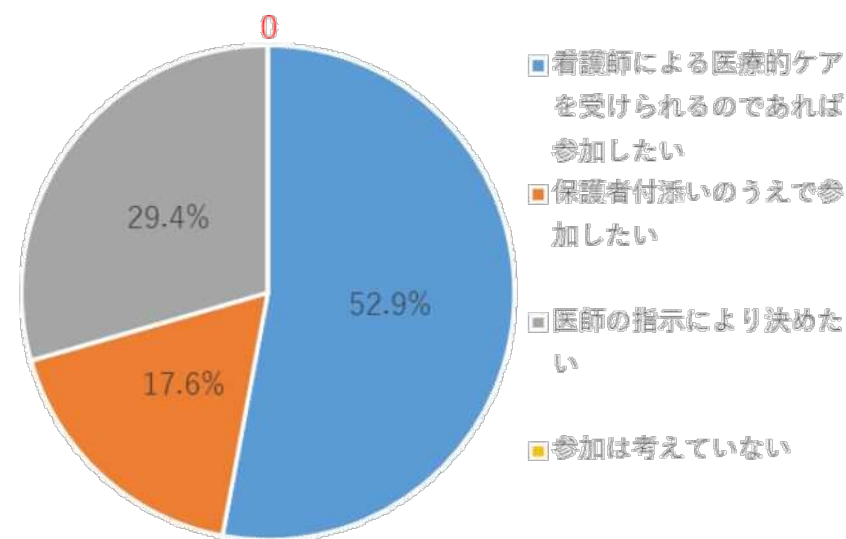
⇒医療的ケアの実施期間は1～2年が最も多い。
受入当初から継続となっている子どももいる。



【質問】

学校における宿泊学習や修学旅行へ参加したいですか。

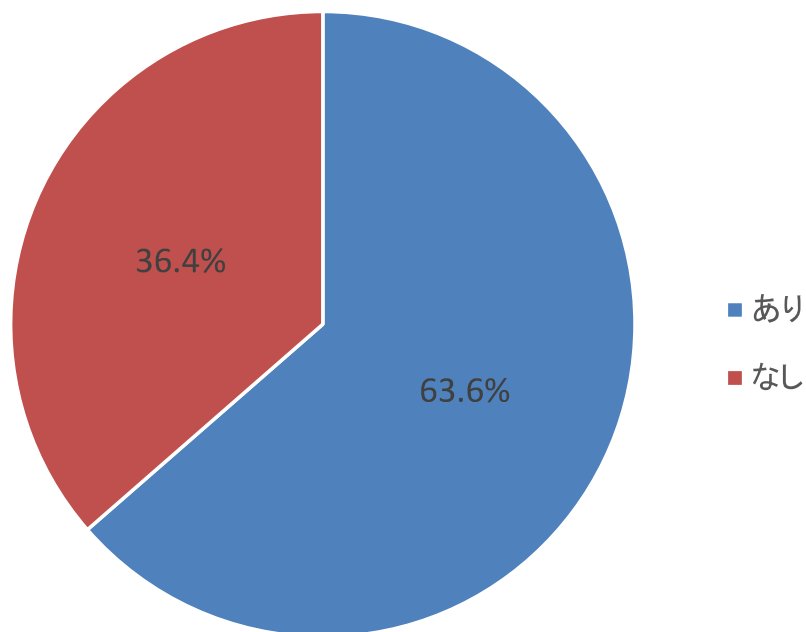
⇒参加意向は約7割。「参加は考えていない」と回答した方はいなかった。その他の意見として宿泊先の設備（エレベーター、介護用ベッドなど）を整えることが優先との意見あり



【質問】

将来的に、お子様自身で医療的ケアを行えるような支援を望みますか。

⇒将来的に自身で医療的ケアを行えるような支援を望んでいる保護者が約7割。その他の声として、「小学校では自身で吸引できるようになってもらいたい。」「子どものペースで自立していくことが一番大切である。」など



【質問】

就園・就学の際に望む支援はどのようなものがありますか（自由回答）

⇒医療的ケア児の入園や就学にかかる相談先や園・学校等において実施している支援内容の周知の充実を求める意見が多い。

（主な意見）

- 小学校に進学した後のケアは誰がしてくれるのかが分からなかった。
- 就学時にどのような進路があるのか分からない。就学に関する情報がなく不安。
- いつから、どのように、どこに相談したらいいのか分からない。窓口を分かりやすくしてほしい。
- 医ケア児になった時点で就学等の情報を知っていたらここまで不安になることはなかった。
- 下の学年の子との交流もできるとうれしい。
- 学童での医ケア児の枠の基準をもう少し考えてほしい。
- 学校の先生も医ケア児に対する理解を深めてもらいたい。
- 通っている保育園が、家から遠く、車で通園することが多く負担である。

令和 6 年 3 月 21 日
教育振興部学務課
教育振興部保健給食課

学校給食費等の無償化について

現在、急激な物価上昇に対する緊急的・臨時的な措置として、食材購入費補助を実施するとともに、多子世帯の経済的負担軽減のため、第 2 子以降の給食費を無償化している。

都が、国に先行して公立小中学校の学校給食費の無償化に取り組む方針を示した。都の補助制度の開始に合わせて、第 1 子を含めた学校給食費の全面無償化を実施する。また、私立幼稚園副食費補助事業の対象者も、第 1 子以降の園児に拡大する。

記

1 学校給食費の無償化について

(1) 概要等

ア 概要

現在、第 2 子以降を対象としている、学校給食費の補助制度について、対象を第 1 子からに拡大し、物価上昇に対する食材購入費を含めて実施する。

イ 対象者

(ア) 区立小中学校に在籍している児童・生徒

(イ) 区内に在住する特別支援学校に在籍している児童・生徒について、給食費相当分を補助する（都立学校を除く）。

(ウ) 区立小中学校に在籍しているアレルギー等の事情により学校給食に代わり、弁当を持参している児童・生徒について、給食費相当分を補助する。

※ 対象世帯の収入制限なし

ウ 補助対象期間

令和 6 年 4 月から

(2) 経費

3,050,972 千円

2 私立幼稚園副食費補助対象者の拡大について

(1) 概要等

ア 概要

現在、第 2 子以降を対象としている、私立幼稚園副食費の補助制度について、対象を第 1 子からに拡大し、実施する。

イ 対象者

区内に住所を有し、私立幼稚園に在籍している園児

※ 対象世帯の収入制限なし

ウ 補助対象期間

令和6年4月から

(2) 経費

307,987 千円

令和 6 年 3 月 12 日

こども家庭部こども施策企画課

第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の
集計結果（速報）について

1 調査目的

就学前児童および小学校児童の保護者等に対してアンケートを行うことにより、児童の生活実態や保護者の要望などを把握し、第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和 7 年度～令和 11 年度）策定の基礎資料とする。

2 調査期間

令和 5 年 11 月 10 日～令和 5 年 11 月 24 日

3 回収結果

調査対象	調査方法	配付数 (件)	回収数 (件)	(内訳)		回収率 (%)
				郵送	Web	
(1) 就学前児童家庭	郵送配付・ 郵送回収また は Web 回答	3,000	1,474	671	803	49.1%
(2) 小学校児童家庭		3,000	1,477	659	818	49.2%
(3) 中学生		1,500	561	296	265	37.4%
(4) 高校生年代		1,500	428	177	251	28.5%

4 主な集計結果（速報）および前回との比較

別紙のとおり

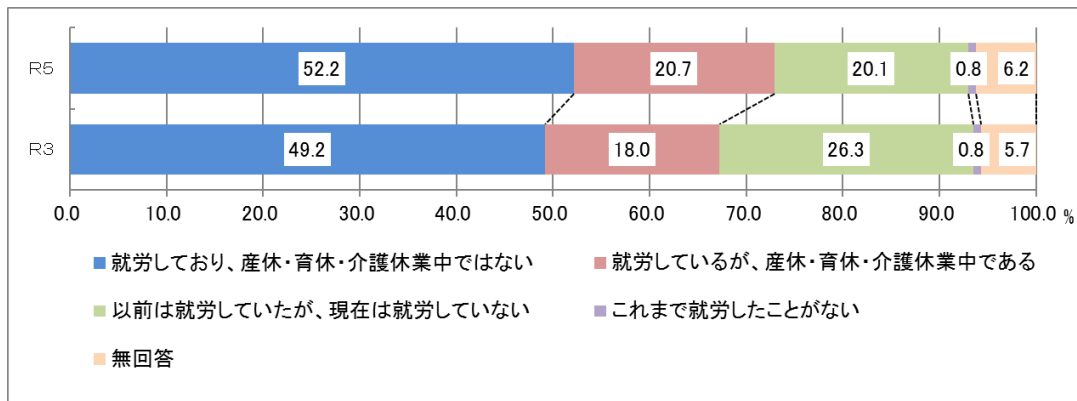
○ 主な集計結果（速報）および前回との比較

【就学前、小学校児童家庭】

(1) 母親の就労状況

ア 就学前児童家庭

① 就労状況



② 1週当たり平均就労日数 (R5) 4.9日

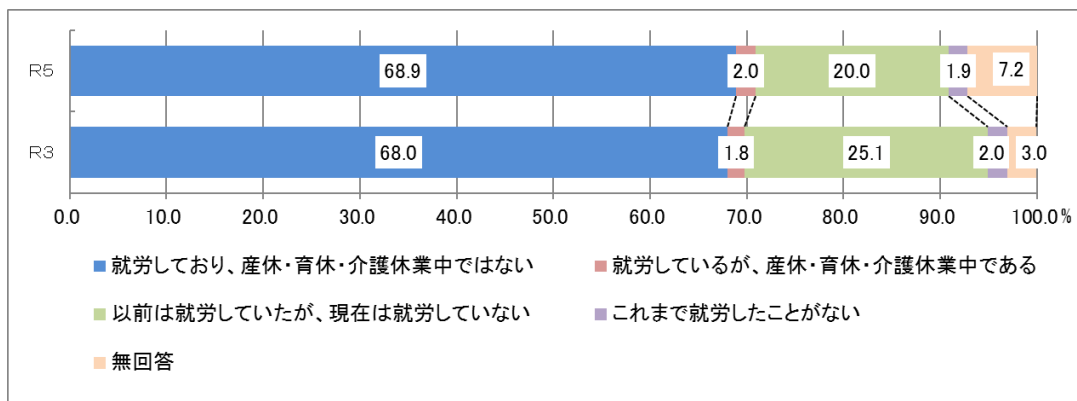
(R3) 4.8日

③ 1日当たり平均就労時間 (R5) 7.5時間

(R3) 7.4時間

イ 小学校児童家庭

① 就労状況



② 1週当たり平均就労日数 (R5) 4.5日

(R3) 4.4日

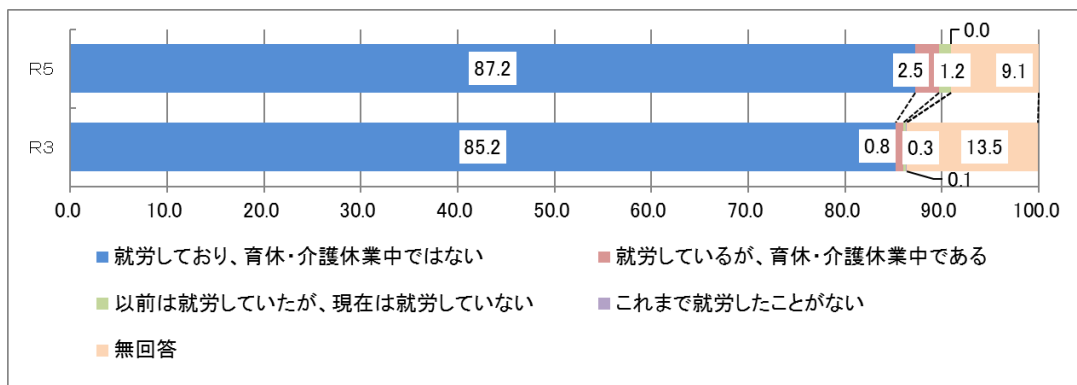
③ 1日当たり平均就労時間 (R5) 6.9時間

(R3) 6.7時間

(2) 父親の就労状況

ア 就学前児童家庭

① 就労状況



② 1週当たり平均就労日数 (R5) 5.1日

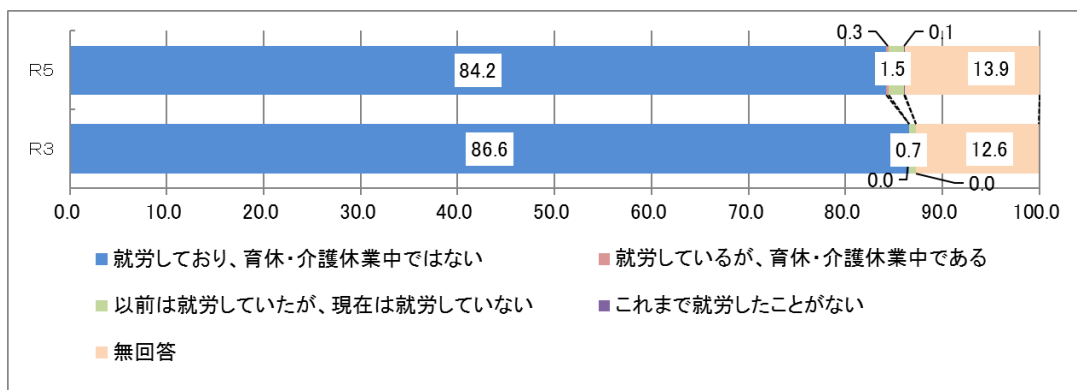
(R3) 5.2日

③ 1日当たり平均就労時間 (R5) 9.7時間

(R3) 9.7時間

イ 小学校児童家庭

① 就労状況



② 1週当たり平均就労日数 (R5) 5.2日

(R3) 5.2日

③ 1日当たり平均就労時間 (R5) 9.7時間

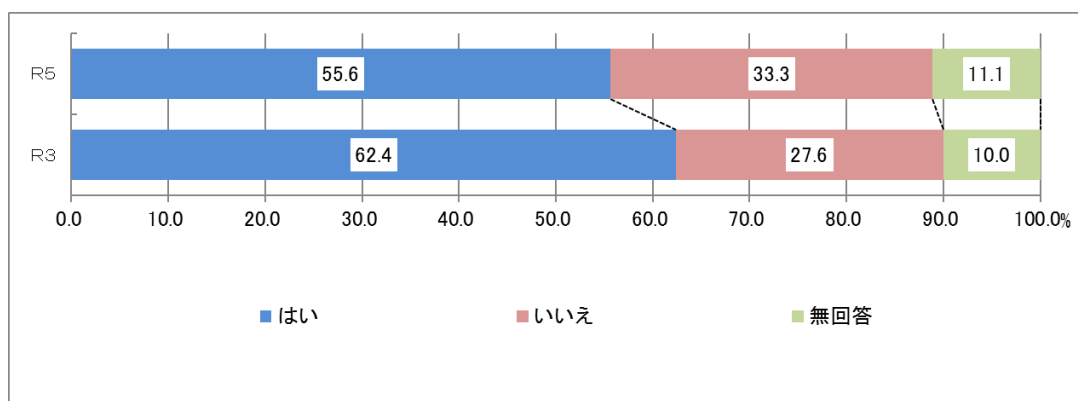
(R3) 9.6時間

(3) 定期的な教育・保育事業の利用希望（現在の年齢・複数回答可）

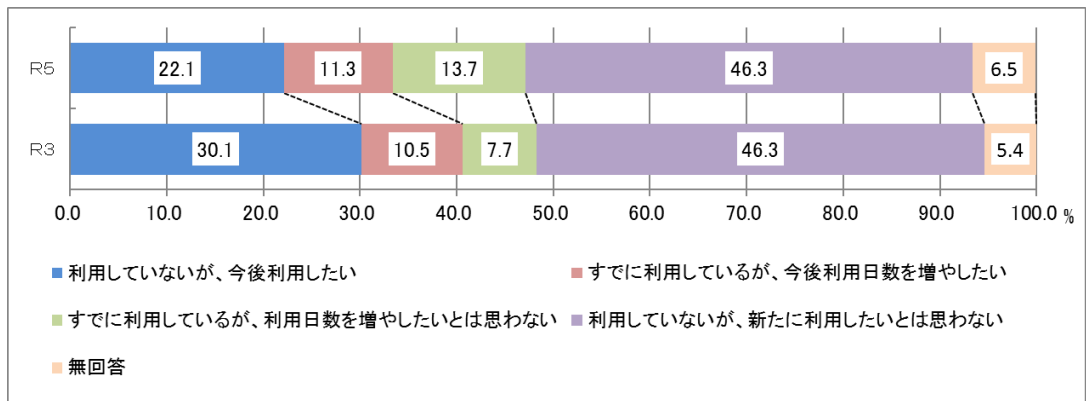
(%)

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	R5	R3	R5	R3	R5	R3	R5	R3	R5	R3	R5	R3
認可保育所(延長保育あり)	44.1	38.9	51.3	40.6	49.3	35.6	50.0	35.0	43.2	37.2	51.6	43.9
認可保育所(延長保育なし)	15.4	14.4	13.4	8.3	16.7	13.3	16.8	8.7	14.8	10.9	12.8	16.5
預かり保育のある幼稚園 (練馬こども園等を含む)	8.0	8.3	7.3	11.7	11.2	12.5	34.1	33.8	28.8	27.7	38.4	38.8
認定こども園	9.5	6.1	11.2	6.8	11.2	5.7	25.2	11.8	25.0	14.2	24.7	20.1
幼稚園 (通常の就園時間の利用のみ)	2.1	2.0	3.9	3.0	7.0	5.3	19.9	24.0	18.2	20.8	20.5	27.0
利用希望なし	27.2	16.9	14.7	6.8	7.9	3.0	1.8	1.1	1.3	0.7	1.8	0.7
小規模保育事業	9.2	8.3	8.2	6.8	6.5	6.4	0.4	0.4	0.4	0.4	1.4	-
ファミリーサポート事業	8.0	8.8	3.0	4.1	2.3	2.7	2.2	3.4	3.8	2.2	4.1	5.4
ベビーシッター	6.8	5.3	4.7	4.5	3.3	1.5	4.4	2.3	3.4	1.5	3.2	1.8
認証保育所	3.8	8.3	3.9	5.6	6.5	4.9	0.9	2.3	1.7	2.6	1.8	4.7
一時預かり事業を活用した 定期利用保育	3.8	3.5	2.2	2.3	1.9	1.9	0.4	0.4	-	0.4	-	-
家庭的保育事業(保育ママ)	1.8	2.3	1.7	1.9	1.4	1.5	1.3	0.4	0.4	0.4	-	0.4
居宅訪問型保育事業	1.2	0.8	0.9	1.1	-	0.4	-	-	-	0.4	0.5	-
事業所内保育事業	1.2	0.3	0.4	1.1	1.9	0.4	0.9	-	-	-	0.9	0.4
企業主導型保育事業	0.6	1.0	1.7	0.8	1.4	-	0.9	-	0.4	0.7	0.9	2.2
ベビーホテル	1.5	1.5	-	0.4	1.9	-	-	-	1.3	-	1.4	-
障害児通所支援	0.3	0.3	0.4	-	1.4	-	0.9	0.8	2.1	1.1	1.4	2.2
その他	1.2	0.8	1.7	0.4	1.9	1.1	1.8	0.4	-	-	0.9	0.4
無回答	11.2	31.3	19.4	42.9	22.8	47.7	14.6	33.8	19.1	35.0	6.8	18.7

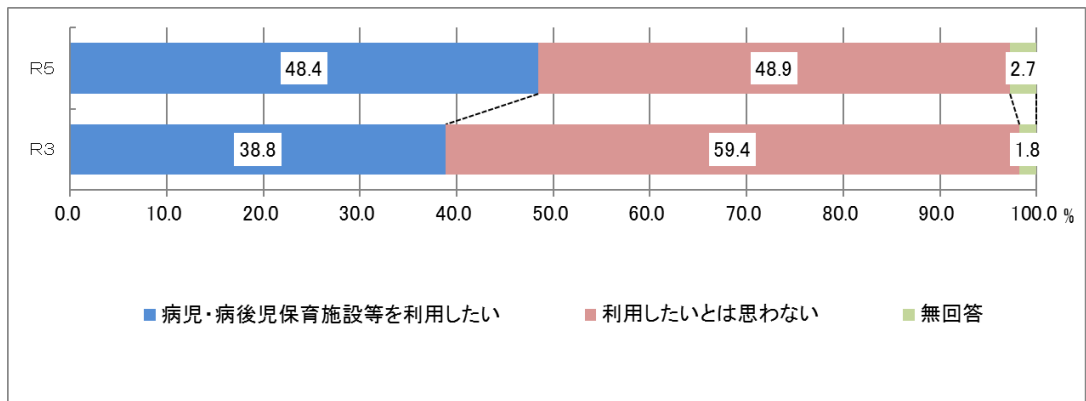
(4) 幼稚園の利用意向（教育・保育事業のうち、特に幼稚園を利用したいか）



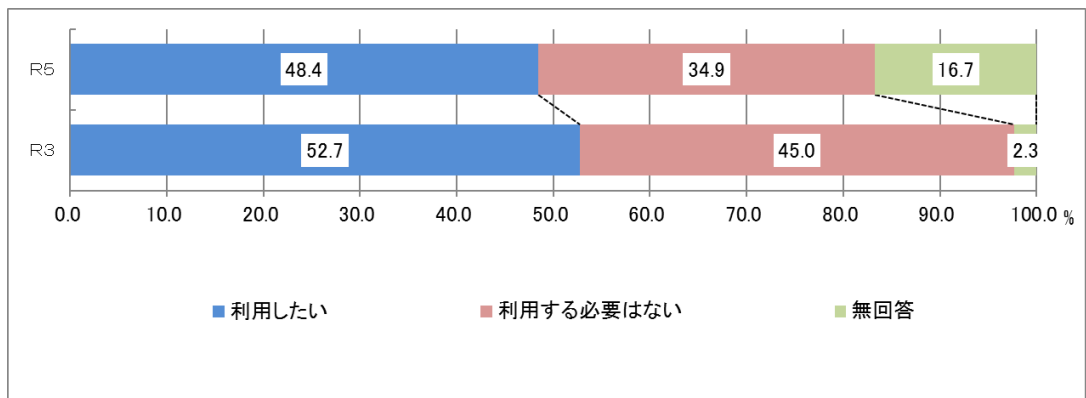
(5) 子育てのひろばの利用希望



(6) 病児・病後児保育の利用希望



(7) 一時預かりの利用希望



(8) 小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所（複数回答可）

(%)

	就学前児童家庭(5歳のみ)				小学校児童家庭			
	低学年		高学年		低学年		高学年	
	R5	R3	R5	R3	R5	R3	R5	R3
区立学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	52.7	56.8	29.0	16.5	42.3	41.5	13.7	6.1
習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	45.2	42.8	64.8	65.1	53.0	55.6	69.9	61.6
自宅	46.9	36.0	57.9	61.2	51.1	50.3	66.7	57.3
ひろば事業	29.1	24.1	35.5	21.9	36.1	27.3	32.4	15.3
学校開放(校庭・図書館)	29.5	18.0	34.3	24.8	30.0	14.8	36.2	15.6
児童館、厚生文化会館(児童室)、地区区民館(児童室の開放)	20.5	6.5	28.0	11.9	18.0	9.6	25.3	11.5
祖父母宅や友人・知人宅	13.4	7.9	16.5	10.8	11.7	6.9	13.3	9.0
放課後児童等の広場(民間学童保育)	11.3	-	11.2	-	9.0	-	6.9	-
その他(生涯学習センター、公園など)	9.2	4.7	13.1	9.0	12.0	12.1	19.5	12.6
ファミリーサポート事業	2.4	-	3.7	-	1.3	0.3	1.4	0.1
無回答	12.0	6.5	5.9	10.4	2.0	0.5	6.3	19.5

※「放課後児童等の広場（民間学童保育）」は今回調査から追加

(9) 子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じているか(複数回答可)

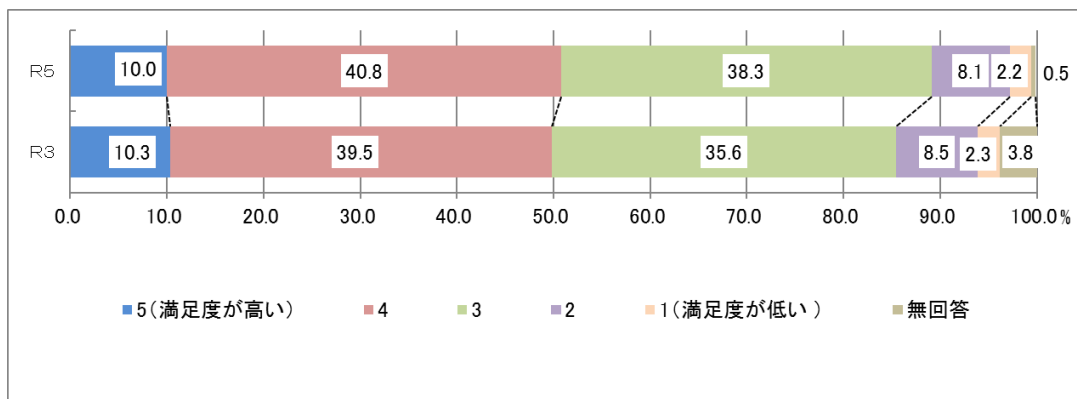
(%)

	就学前児童家庭		小学校児童家庭	
	R5	R3	R5	R3
仕事と家庭生活の両立	59.1	62.1	51.9	59.2
保育サービスの充実	56.9	62.0	28.3	39.9
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	51.4	61.6	44.5	54.5
地域における子育て支援の充実	45.9	47.6	37.7	39.2
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	41.4	47.2	46.4	52.0
子どもの教育環境	41.3	48.4	48.5	56.3
妊娠・出産に対する支援	34.5	43.2	16.8	30.3
母親・子どもの健康に対する安心	28.0	33.0	22.4	29.5
地域における子どもの活動拠点の充実	27.5	38.0	30.5	35.8
養育支援の充実	25.0	23.1	25.9	25.5
子育て支援のネットワークづくり	20.1	27.2	16.9	21.2
その他	5.2	2.9	6.2	4.1
無回答	0.7	1.5	1.1	1.5

(10) 区における子育ての環境や支援への満足度

ア 就学前児童家庭

① 回答比率

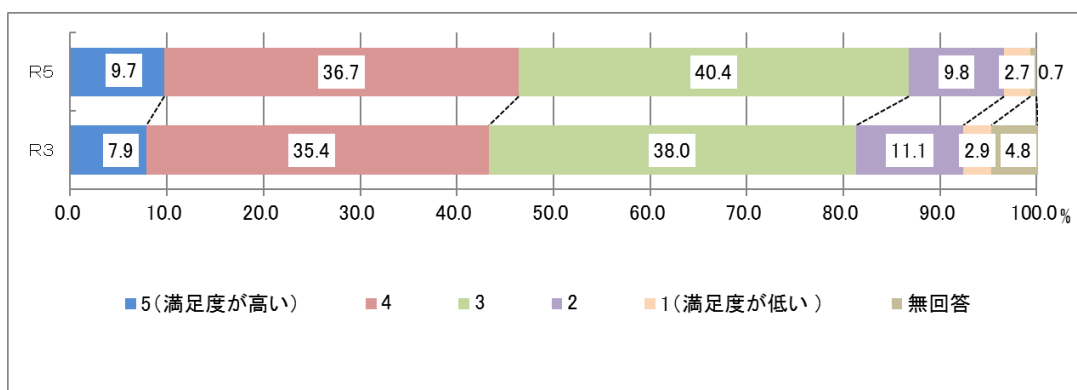


② 満足度の平均値 (R 5) 3.49

(R 3) 3.49

イ 小学校児童家庭

① 回答比率



② 満足度の平均値 (R 5) 3.41

(R 3) 3.36

【中学校、高校生年代】

(1) あったら利用したい、または、充実してほしいサービスや取組（複数回答可）

(%)

	中学生		高校生年代	
	R5	H30	R5	H30
補習や勉強を教えてくれる機会	29.6	32.3	25.0	19.6
マンガやアニメに触れられる機会	41.4	31.1	24.8	33.1
若い年代が気軽に悩み、進路や将来のことなどを相談できる窓口	18.0	21.3	20.3	16.2
国際・異文化交流が行える取組	23.5	18.1	29.2	17.1
コンクールや発表会・展示会の開催 (写真、絵画・陶芸、音楽、演劇、生け花・茶道、創作料理など)	18.2	16.9	14.0	18.7
地域のイベント・お祭りなどの紹介や案内	28.3	17.9	25.0	15.1
若い年代の交流事業 (学校間やスポーツ・趣味などの関係団体間の交流会など)	16.8	14.9	15.9	8.6
ボランティア活動、社会問題などの情報の提供や講座の開催	11.8	10.0	19.6	7.0
(ビジネス)マナーアップ、就労意欲向上教室の開催			10.3	3.8
区政情報や区の施設の講座・教室・イベントの案内	5.5	2.0	4.2	2.3
その他	8.2	3.8	9.6	5.4
無回答	5.3	18.7	4.2	17.8

※前回調査は平成30年度に実施

資料 12

令和 6 年 3 月 12 日

こども家庭部こども施策企画課

子ども・子育て支援にかかる情報発信の充実について

子どもおよびその保護者に対して、子ども・子育て支援にかかる取組の更なる周知を図るため、デジタルを活用し、情報発信の充実を図る。

1 子育てアプリのリリース

(1) 名称

ねりま子育て応援アプリ

(2) 概要

希望する子育て支援サービスの“知る・探す・申し込む”がスマートフォンやタブレットパソコンから簡単にできる。

(3) 主な機能

- ① 妊娠・出産・子育て支援サービスに関する情報の検索
- ② 利用者が必要とする情報を登録するとプッシュ通知で配信
- ③ イベント・講座の予約
- ④ 子育て関連施設等の検索

(4) 運用開始時期

令和 6 年 4 月中旬から

(5) 周知方法

ねりま区報、区ホームページ、SNS 等

(参考) 画面イメージ



2 子どもの相談窓口デジタルリーフレットの作成

(1) 名称

ひとりじゃないよ ～話して、あなたのところ～

(2) 概要

子どもたちに、不安や悩み事などを気軽に相談できる窓口等をより分かりやすく知ってもらうため、デジタルリーフレットを作成する。

(3) 掲載内容

- ① 相談窓口について
 - ② スクールカウンセラー・心のふれあい相談員
 - ③ ねりまホッとアプリ+
 - ④ 児童館
 - ⑤ 子ども家庭支援センター
 - ⑥ 区、都、国の相談窓口一覧を紹介
- ①～⑤を漫画で紹介

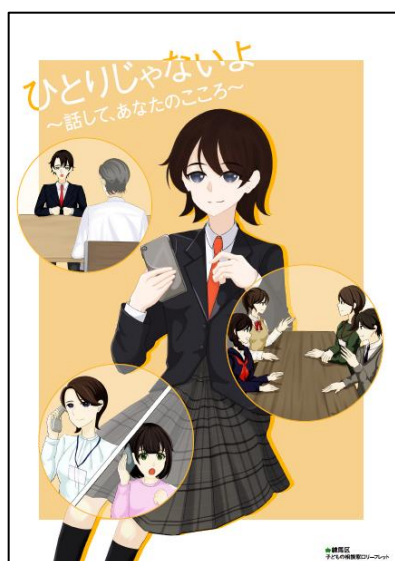
(4) 掲載開始時期

令和6年4月上旬から区ホームページに掲載

(5) 周知方法

区ホームページ、区立小中学生用タブレットパソコンの「ブックマーク」、ポスターを作成し区内小学校・中学校・高等学校へ配布

(参考) リーフレット表紙イメージ



保育園における食事用エプロンのサブスクリプションサービスの導入について

区ではこれまで、区立保育園において、紙おむつ等のサブスクリプションサービス（定額利用サービス。以下「サブスク」という。）を実施するなど、登園準備等にかかる保護者の負担軽減に取り組んできた。

令和 6 年 4 月から、民間事業者と連携し、新たに食事用エプロンのサブスクを区立直営園で導入する。順次、区内保育施設に広めていくことで、保護者の負担をさらに減らし、家庭で親子がふれ合う時間を増やす。

記

1 概要

保護者と事業者の直接契約により、毎月定額料金で、事業者が園に配送するエプロンを枚数制限なく利用できるサービス。家庭でのエプロンの洗濯をはじめとする保護者の登園準備が減るほか、園児ごとにエプロンを管理する園職員の負担が軽減する。

2 連携事業者

- (1) 事業者名 BABYJOB株式会社
- (2) 利用料 月額498円（税込547円）。なお、保護者と事業者の直接契約であることから、区の経費負担はない。
- (3) 選定経過 サブスクを提供する事業者を対象に説明会（保育の練馬区モデルの構築（仮称）保護者負担軽減Project）を開催し、提案を募集。料金や保護者の利便性、オプション等今後の広がりの方角の3つの観点で、1社を選定。

3 周知方法

区ホームページ、チラシ、電子連絡帳、SNS

(参考)

BABYJOB 株式会社は、現在、自社の紙おむつサブスク利用者のオプションとして、エプロンのサブスクを提供している。この度の区との連携により、練馬区内の保育施設では、BABYJOB 株式会社提供の紙おむつサブスクの利用有無を問わず、エプロンのサブスクを利用可能となる。

令和 6 年 3 月 21 日
こども家庭部
子ども家庭支援センター

子育て支援サービスの充実について

子育て家庭の幅広いニーズに対応するとともに、育児の孤立化を防ぎ、児童虐待の予防を推進するため、以下のとおり子育て支援サービスの充実を図る。

1 民設子育てのひろばの開設

子育てのひろばは、0～3歳の乳幼児と保護者を対象に、交流の場の提供や子育てに関する相談・情報提供等を行うものである。

区では、子育てのひろばびよびよに加え、社会福祉法人等が実施する民設子育てのひろば事業に助成し、子育てのひろばの拡充に取り組んでいる。

このたび、民設子育てのひろばを1か所選定し、開設する。

(1) 新規開設のひろば

ア 運営団体

名 称	社会福祉法人 誠高会
代 表 者	理事長 高橋誠一
所 在 地	東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル 13階

イ ひろばの概要

名 称	みんなのいえ小竹さくらんぼひろば
所 在 地	練馬区小竹町二丁目25番3号
開 始 月	令和6年4月下旬（予定）
開室日時	週5日（月～金曜） 午前9時30分～午後3時

(2) 選定経過

民設子育てのひろばの開設を希望する団体を令和5年12月に公募したところ2団体からの応募があった。選定にあたっては、選定委員会を設け、事業計画書等の書類審査のほか、施設の実地調査および団体へのヒアリングを行い、上記団体に決定した。

《位置図》



(3) 周知

区ホームページ、SNS、チラシ等

(4) 参考

子育てのひろば配置図

2 子育てスタート応援券事業の拡充

出産直後の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めていただくことを目的に子育てスタート応援券を交付している。令和6年4月から、新たに保育園が実施している一時預かり事業を対象事業とする。

(1) 事業概要

ア 交付対象者 満2歳に到達した月の末日までの児童の保護者

イ 交付枚数 児童1人につき8枚

ウ 対象事業

年度	対象事業
令和5年度 (7事業)	①育児支援ヘルパー事業 ②助産師ケア事業 ③産科医療機関実施事業 ④子育て支援講座 ⑤ファミリーサポート事業 ⑥乳幼児一時預かり事業 ⑦民設子育てのひろば一時預かり事業
令和6年度 (8事業)	①～⑦ + ⑧保育園一時預かり事業

3 親子入所型ショートステイの実施

子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる、親子入所型ショートステイを令和6年4月から、新たに実施する。

(1) 実施施設

ア 施設名 陽だまり荘
イ 所在地 練馬区豊玉南三丁目 32 番 35 号
ウ 運営事業者 社会福祉法人 大洋社

(2) 対象者

区内に住所を有する生後4か月から小学6年生までの子どもおよび子どもを養育する保護者で、次のいずれかに該当する場合

ア 保護者に強い育児疲れ、育児不安など身体上または精神上的の課題がある場合
イ 不適切な養育状態にあるなど虐待のおそれやそのリスク等が見られる場合
ウ 児童相談所の一時保護解除後等の子どもがいる場合

(3) 支援内容

ア 親子関係の見守りおよび子どもとの関わり方に関する支援
イ 保護者に対する育児指導および家事指導
ウ 子どもに対する保育および相談支援

(4) 利用定員等

ア 利用定員 親子1組
イ 利用料 無料
ウ 利用上限 1回あたり14日以内

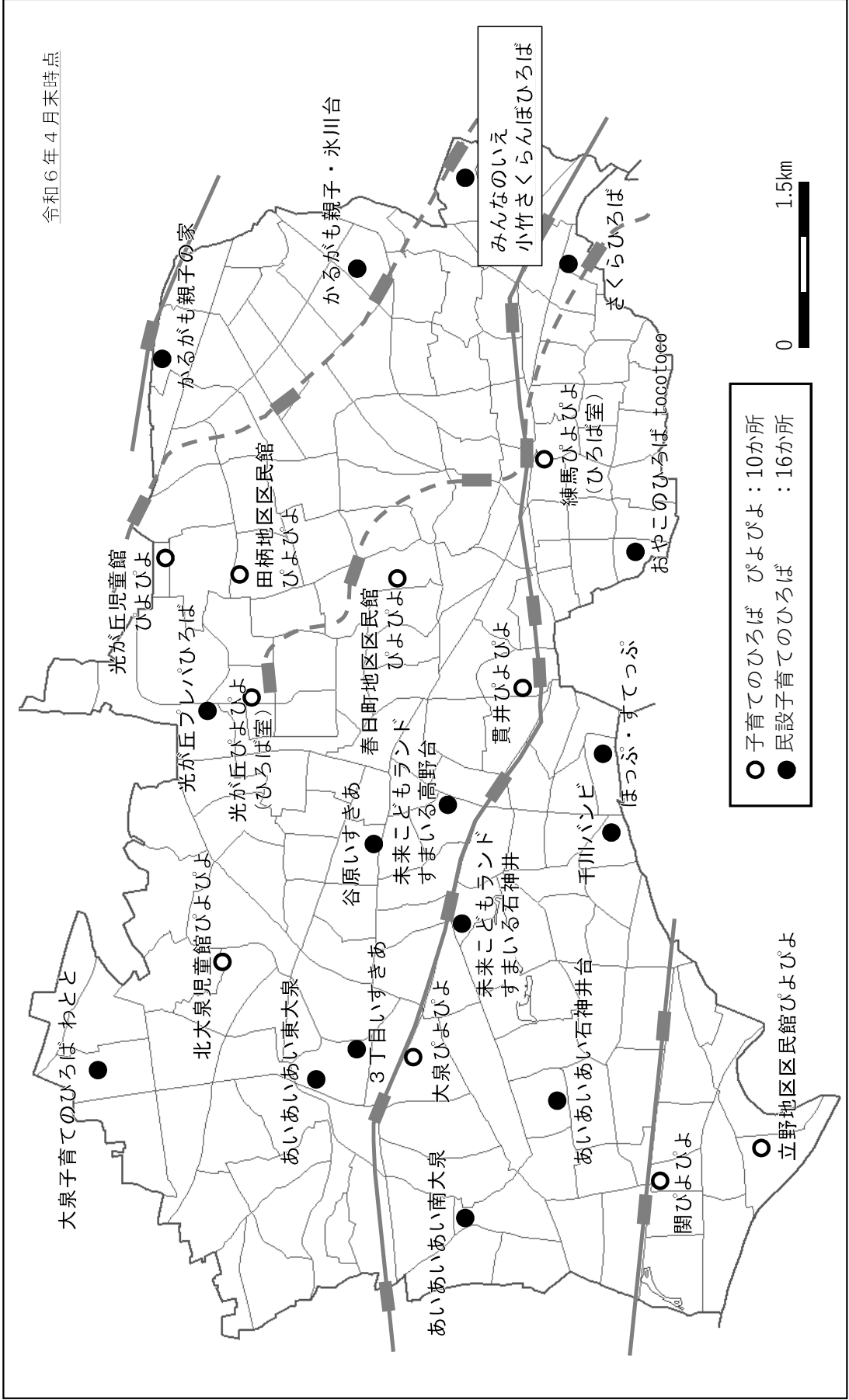
【参考】

要支援家庭を対象とした子ども型ショートステイの実施施設等

実施施設	対象年齢	定員
陽だまり荘	2歳～小学6年生	5名
聖オディリアホーム乳児院(中野区)	2か月～2歳未満	4名

子育てのひろば 配置図

令和6年4月末時点



- 子育てのひろば ひよびよ : 10か所
- 民設子育てのひろば : 16か所

